

国家管理のもとでの日本の大学の展開と崩壊-「大学令」の公布から「第二次世界大戦終了時」まで-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2012-05-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/11744

国家管理のもとでの日本の大学の展開と崩壊

——「大学令」の公布から「第二次世界大戦終了時」まで——

吉 田 善 明

目 次

第一章 政府の大学統制と大学の拡充

——「大学令」の公布から昭和の初期まで——

1、はじめに——問題の所在——

2、「大学令」に基づく日本の大学の学制改革

(1) 「臨時教育会議」の答申の内容

(2) 「大学令」の内容と特徴

(3) 「大学令」による私立大学の苦渋——供託金と財政の危機——

(4) 官立単科大学の昇格の苦悩

(5) 女子高等教育機関の創立と展開

(6) 帝国大学の改革

(7) (旧) 高等学校改革と大学との関係

3、留学生と大学の対応

第二章 戦時体制下の大学の諸相と崩壊

- 5、一応のまとめ
- 4、大学の自治をめぐる諸事件
- 3、戦時準備教学体制の転換と大学
 - (1) 教育刷新評議会（文部省）の設置
 - (2) 各大学の戦時体制（国民精神総動員運動）の確立
 - (3) 学生の時局への対応
- 2、天皇機関説事件と各大学への波及
 - (1) 天皇機関説事件
 - (2) 天皇機関説事件の各大学への波及
 - (3) 「国体明徴」と軍事訓練の必修化
- 1、問題状況
 - 2、天皇機関説事件と各大学への波及
 - (1) 中国留学生の受け入れ
 - (2) 朝鮮留学生の受け入れ
 - 4、大学の自治をめぐる諸事件
 - 5、一応のまとめ
- 4、文・理科系学部に対する統制、拡充政策と学徒出陣
 - (1) 文科系学部の在学期間の短縮
 - (2) 勤労働員と学徒出陣
 - (3) 理科系学部の拡充政策
 - (4) 文科系大学の規模縮小と統合
 - (5) 女子専門学校の拡充
- 5、大学と留学生問題
 - (1) 朝鮮留学生の場合
 - (2) 満州国留学生の場合
- 6、大学の自治をめぐる諸事件
- 7、一応のまとめ

第一章 政府の大学統制と大学の拡充

——「大学令」の公布から昭和の初期まで——

1、はじめに —— 問題の所在 ——

日清、日露戦争後、日本経済の成長が高まり、産業界から高等教育を受けた卒業生の需要が増大してきた。それに伴って、高等教育を担う私立大学、官立専門学校、官立実業専門学校への入学者数が増大した（高等教育の量的増大）。入学者の増大に対応する各種の高等教育機関は、帝国大学以外に大学を認めようとしない政府に対し、大学昇格運動を展開する。これらの大学昇格運動は、産業化が一層促進する中で各方面からの支援をうけている。政府（寺田内閣）は、臨時教育会議（内閣総理大臣の諮問機関）を一九一七（大正六）年に設置し、教育制度全般を見直しかつ改革の検討にはいった。とりわけ、高等教育機関の大学昇格、それに伴う大学改革は急務な課題の一つであった。一年八か月後の一九一九（大正八）年に、臨時教育会議が、官公立専門学校、官公立実業専門学校を、また、私立専門学校を正規の大学として認可をすべきであるとする答申をした。

文部省はその答申を実現していくが、私立専門学校の認可の条件（教育設備、管理運営、教員の専任化、財政措置など）は厳しく、また、認可後の大学運用についてもより細かな条件が付せられていた。それにもかかわらず、この条件を満たすことで私立専門学校の大学化が進められたが、そのことによって、今度は、大学としての個性が喪失し特徴のないものになったとの批判がされた。また、大学令（一九一八年）の意図する目的が「国家思想ノ涵養」であるとし、それに向けた責務が課せられたことから、大学によっては、学問の自由の制限をもたらし、それは大学自治

への介入にはかならないといった批判が出された。本来、政府が設置者となる帝国大学、官立単科大学、及び国（文部大臣）の認可、監督権の下におかれた私立大学のいずれの大学であろうと、それが平時であろうと、また戦時下であろうと、大学の本質である研究、教育の自由は十分に保障され、決して阻害されてはならないのが原則である。それはまた、研究、教育を担う機関にとつての責務でもある。

本章では、この当時の社会的背景を認識しながら「大学令」（一九一八年）の公布から戦時体制準備期までの間に限定し、その間に見られる政府による大学の学制改革およびその研究教育にかかわる介入が、大学を、どのような状況に追い込んでいったかについて史的考察を行うのが目的である。すでに示したように、大学に対する研究の対象がかなる国家体制の下にあると「知の制御」については、立法による規制はもとより慎重な対応が求められる。これは、大学研究の自由を保障するための基本的姿勢であることを強調しておきたい。また、小稿は先に発表した「国家管理のもとでの大学の生誕と展開」（法律論叢第八二巻第四・五号合併号）の続編に位置する論稿であることすべておきたい。

—法律論叢—

2、「大学令」に基づく日本の大学の学制改革

(1) 「臨時教育会議」の答申の内容

第一次世界大戦を機縁とする近代産業の発展にとつて、高等教育の拡充と教育改革は急務の課題であつた。とくに、高等教育の拡充は、官公私立専門学校の大学昇格運動の高まりとともに政府はその課題解決に立ちあがらざるを得なかつた。

政府は、一九一七（大正六）年九月に「臨時諮問会議」を設置し、翌一九一八（大正七）年六月に答申を得る。その答申は、大学教育及び専門教育の改善に関し、二二項目にわたる内容が提示された。その主な内容を紹介すると、①大学の分科は、文科、理科、法科、医科、工科、農科、商科等とすること、②大学は、総合制を原則とするが単科制も認める。③大学は、国家に須要なる学術を教授し及びその蘊奥を攻究することを目的とすること、④大学の在学年限は三年以上とし、医学科については四年以上とすること、⑤大学は、高等学校卒業生を入学させるほか、特別な理由のある場合は、予科を設置し予科の卒業生を入学させること、⑥予科は、高等学校と同程度の高等普通教育を受けること、⑦大学は研究科を置き、その研究科を総合して大学院とし、各研究科の連絡を図ること、⑧私立大学は、これらを踏まえて、財団法人を設置し、それを維持するために足る収入をもたらし一定の基本財産を持ち、その資産に相当する設備及び相当数の専任教員を備えること、⑨財団法人の経営を総括する者及び教員の任用については、文部大臣の認可を経ること、さらに⑩帝国大学については、教授、助教授の俸給を増額し、停年制を設け相当数の退職俸を支給することなどである。

また、答申には、「希望事項」を付加し、大学においては、人格の陶冶及び国家思想の涵養に努め、大学の学習方法を改め、教授指導方針、科目制の学修の道、科目の種類による並行講義、学士の称号を得ようとする学生のための試験科目の設置など教育内容に関するものにも及んでいる。

「臨時教育会議」からの答申を受けて、政府は、ただちに「大学令」案と「高等学校令」案の作成に取り掛かった。「大学令」案は、勅令によることから帝国議会の議決は必要なく閣議決定を経て枢密院に送付された。枢密院では、「主査委員会」を設置し、その委員会で審査、決議し、天皇の裁可を経て、一二月六日に公布されている。「大学令」案を審議する「主査委員会」では、二点の修正案が示され審議された。第一は、大学院を充実させ、大学院生に一定の称

号を与えてはどうかであり、第二は、「分科大学」を「学部」に改称すべきである、とする修正案である。⁽²⁾前者については賛同を得ていないが、後者については賛同多数で可決された。

(2) 「大学令」の内容と特徴

「臨時教育会議」は、専門学校令に依拠した私立大学を正規の大学として追認、確定し、あわせて官公立の専門学校を大学に昇格される機関でもあったともいえる。政府は、その答申を受けて「大学令」を公布するが、その内容は、次のように要約できる。まず第一条には、「大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルコトヲ以テ目的トシ」、あわせて「人格の陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スベキモノトス」と定める。第一条前段は一八八六(明治一九)年帝国大学令第一条と同じ内容となっているが、後段に「人格の陶冶」「国家思想ノ涵養」に留意すべきものといった規定をおいたことである。このことは、明治一〇年代に創立した法律系私立学校の建学精神「独立自尊」「独立自治」「権利自由」「学の独立」など欧米思想の普及に努めた大学教育の理念ないし建学精神と抵触することになる。したがって、このような思想を建学に持つ私立大学は、この規定にこだわることもなく目的を棚上げして、正式の大学として認可を受ける努力をしている。現に、各大学は認可を得る際の「学則」には建学精神には触れず「法律、政治、経済、商業の学科及び各種の普通教育を授ける」ことを目的とするといった規定だけを掲げている(たとえば、慶応義塾大学学則第一条、早稲田大学学則第一条及び第二条、明治大学学則第一条など)。これでは私立大学は、国家的教育思想に包摂され、文部大臣の監督のもとに組み込まれて行くことは事実である。それは矛盾として指摘しておかなければならない。⁽³⁾

「大学令」第二条では、大学に数個の学部をおくことを常例としながら、必要がある場合は、「単二個ノ学部ヲ置ク」と定めた。これによって、官公立専門学校の大学昇格が可能となった。ようやく、帝国大学モデルの呪縛から解放さ

れ、大学の形態に編成する自由が認められることになった。⁽⁴⁾ 大学各学部は三年以上（医学部は三年以上）在学すれば、学士号の付与も可能となった（一〇条）。さらに、研究科、大学院についてもふれ、学部には研究科を置くことを必置義務（第三条一項）とし、各「研究科間ノ連携協調ヲ期ス為」、これらを総合した大学院を設けなければならない（第七条）とした。学部には帰属する研究者の養成を意図したものであつた。

「大学令」第六条、第七条では、私立大学の設置について定める。私立大学は、財団法人化を原則とし、その「財団法人ハ、大学ニ必要ナル設備又ハ之に要スル資金、及少ナクトモ大学ヲ維持スルニ足ルベキ収入ヲ生ズル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス」と定める。私立大学の経営については、その財政的基盤の確立を保障するため国家への供託金の支払いを義務づけている（第七条）。そのほか、大学の教育制度に関する規定を置き、大学予科制度、定員制、一定数の専任教員の確保の義務づけ、教員採用は、文部大臣の認可事項に、さらには、官公私立大学に対する文部大臣の監督権、報告検閲権などを定める。官公立大学に対してももちろんであるが、特に国家からの独立、自由を旗印に設置された私立学校にとつては苛酷な条件であり、大学の自治に反すると思はれるものが多々含まれている。専門学校の間には、このような条件を甘受してまで「大学」にする必要があるのか、といった批判も出されていたほどである。⁽⁵⁾

このような大学昇格の厳しい条件については社会問題となつた。一九一九（大正八）年四月八日、日本弁護士会の特別委員の今村力三郎ほか一九名の名で内閣総理大臣及び文部大臣に建議書を提出している。建議では、「政府ハ多年ノ懸案タリシ大学令ヲ改定シ、更に高等教育機関ノ充実ヲ計画セラルルハ最モ機宜ニ適スル措置デアル」と評価しながら、「大学令ノ実施に際シ、当局者ハ須ラク」次の点を参酌して適当な措置を執られることを望むとしている。⁽¹⁾ 前頭各大学ニ対シテハ、既往ノ歴史功績及ビ現在経営ノ状態ニ照ラシ、其存立ノ基礎鞏固ナルコトヲ承認シ、基金提供ノ数額ニ付キテハ、適宜斟酌ヲ加フルト同時ニ相当ノ資金ヲ国庫ヨリ補助スルコト、②、専任教員ノ任設ニ付イテハ

相当ノ猶予ヲ与フルト同時ニ教授ノ兼否ニ拘ハラズ専ラ其実力ト教育方法ノ適否トニ重キヲ置クコト、③、学生定員ノ制限ハ、之ヲ寛大ニシテ専ラ学力ノ扶植ニ重キヲ置クコト」。この建議書は、「大学令」の制定に多くの関心を惹起させるほどの規制緩和の援助措置の要望であつた、と言われている。私学関係者、世論からはこの「大学令」は「私立大学撲滅策だ」との批判が、あるいは「政府による私立大学潰し」であるとの批判が続出している。⁽⁶⁾

(3) 「大学令」による私立大学の苦渋——供託金と財政の危機——

私立大学及び専門学校は、正規の大学となるためには、設置要件として、前述したように①学部設置には、各研究科を設け、これを総合して、大学院を置くこと、校舎、図書館などの施設の整備、②各学部の一定数の専任教員の確保など細部にわたるほか、③大学経営を安定させるために基本財産を国庫に供託することが義務付けられた。わけでも、供託金は、一大学につき五〇万円、一学部増すことに一〇万円増であつた。当時の大学設置としては莫大な資金が必要とされた。慶応義塾大学は四（文、経済、法、医）学部、早稲田大学は五（政経、法、商、理工、文）学部、明治大学は二（法、商）学部が、中央大学は三（法、経済、商）学部、法政大学は二（法、経済）学部、同志社大学は二（文、法）学部が認可されている。明治大学は、三学部を擁する総合大学を予定していたが、一学部分の必要な資金が集まらず二学部のみ認可であつた。⁽⁷⁾残りの一（政経）学部の開設に五年後をまたなければならなかつた。また、大学の認可の大半は、A表の示しているように、単科大学の設置であつた。⁽⁸⁾

また、教員の専任化についてである。「大学令」によれば、大学には、「相当員数ノ専任教員ヲ置く」（一七条）必要がある。その数は「学部完成ノ年迄ニ、主要学科目ノ半数以上」とする。教員の採用にあつては、「文部大臣ノ認可ヲ受クベシ」（一八条）としている。慶応、早稲田の両大学は例外として、ほとんどの私立大学は、事実上専任教員を持たぬまま運営されてきた。したがつて、至急に専任教員をもつにしても、その教員の学力、人格等を見極めなければ

A 表 私立大学の設立

	認可年度	開設学部
慶應義塾大学	大正 9. 2	文・経・法・医
早稲田大学	9. 2	政経・法・文・商・理工
明治大学	9. 4	法・商
法政大学	9. 4	法・経
中央大学	9. 4	法・経・商
日本大学	9. 4	法文・商
国学院大学	9. 4	文
同志社大学	9. 4	法・文
東京慈恵会医科大学	10.10	医
龍谷大学	11. 5	文
大谷大学	11. 5	文
専修大学	11. 5	経・法
立教大学	11. 5	商・文
立命館大学	11. 6	法
関西大学	11. 6	法・商
東洋協会大学	11. 6	文

(「文部省年報」および天野郁夫「大学の誕生(上)」より引用、作成)

B 表 設置者別学生数(文部省教育統計)

	旧制大学				旧制専門学校				旧制高等学校			
	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	計
1903 (明治36)	4,543	-	-	4,543	6,799	1,468	14,178	22,455	5,074	-	-	5,074
1923 (大正12)	15,149	1,638	21,944	38,731	15,320	1,768	37,145	54,233	13,379	-	355	13,734
1943 (昭和18)	42,843	1,343	60,509	104,699	52,470	6,569	131,470	191,509	21,570	2,275	2,791	26,636

(文部省「学制百年史(資料編)」より作成。272頁-275頁)

ならない。たんに、粗製乱造であつてはならない。また、専任教員の採用には、多額の人件費が必要であつた。文部省は、このことを見極める必要があるとし、「文部大臣の認可」の一つの要件とした。この認可に際し、大学によつては、「優良専任教員ノ充実ニ努メルコト」、「認可後六カ年以内ニ学部ノ主要学科目担当教員ノ半数以上ハ、専任教員トスルコト」、さらに「認可後二年以内ニ欧米各国中ニカ国語ノ専門科目ニ関スル書物を各二千部以上そろへる」ことと云つた付帯条件つき認可を得た大学もあつた。⁽⁹⁾とくに、専門科目の教授は、大学予科教授と区別され、学部卒業の上、大学院、海外留学を経ることが望まれ、十分な学識と教員研究能力を身につけることが問われた。それらの教員が確保されるまでには、東京帝国大学及び京都帝国大学の教授頼みの状況がつづいた、と言われている。⁽¹⁰⁾私立大学に課せられた人事に関する要件の厳しさは、人事を通して帝国大学の支配を生んでいった。それは、「大学教授市場の帝国大学の出身者による支配」「私立大学の植民地化」であるとの批判にみられる。私立大学の大学化がもたらしたことの産物であつたといわれている。また、この認可制が、ときには、教員の採用のイデオロギーを抑制する手段として活用されてきた。

「大学令」の下で、大学らしい体裁を整えてスタートした私立大学も発展期に入るや関東大震災が起つた。財政基盤の貧弱な私立大学は、復興が困難と思われた大学も出たほどである。一例をあげると明治大学は、震災によつて校舎は壊滅する。再生が不可能とされたが、校友は、建設工事に、寄付などを通してその復興に協力していた、と言われている。⁽¹¹⁾

このように私立大学の財政基盤が貧弱であつても、国などの援助に期待することができないなかで、頼れるものといえば、学生数の確保である。B表の示すように、「大学令」のもとで大学となつた大学生数は、一九二三(大正二二)年時の状況を見ると、国立大学は一校に増え、在校生が一五、一四〇人であつたが、私立大学は、より多く、一六

校で学生数は、二万一、九九九人であった。私立大学の学生数が、国立大学の学生数を六、八〇〇人ほど上回っている。また、旧制専門学校(三七、一四五人)は、官立専門学校(二五、三三〇人)に比べて一、八二五人多い。私立大学等の学生数の増大は、大学財政にとって、明るい兆しであったといえる。⁽¹²⁾私立大学は、次のような大学内の改革で財源の確保を図っている。

第一に、私立大学における「大学予科」制度の活用である。一九〇〇(明治三三)年に「新制」高等学校令が公布され、大学予科の廃止を原則としながら、「特別ノ理由アル場合」にこれを認めることとする(第一条)とした。私立大学は、この規定を根拠に「大学予科」を存置する。その理由は、①に大学予科を廃止すれば、私立大学の場合、授業料収入が減少し、大学経営は一層危うくなるということ、②に、高等学校卒業者は官公立大学を志望する。これによつて、私立大学の希望者は減少する。③これまで私立大学の多くは、「大学本科」に入るための予科として教育内容を充実させてきた。この改正では、「大学予科」の「毎年ノ予科修了者ノ員数カ、其ノ年ノ当該大学ニ收容シ得ル員数ヲ超過セザル程度」(第一条)の收容でなければならぬとその枠を設けたため、いままでのような大学財政の収入源と考えるわけにはいなくなつたが、それでも大学予科の存置による一定数の学生の確保には重要であつた。

第二は、私立大学の専門部設置による財源確保である。「大学令」によつて私立大学は、文部省の認可を得て正規の大学として動き出したが、大学としての多くの条件をみたすために、従来から存続していた専門部をそのまま維持し、収入源の確保の場として対応せざるを得なかつたといわれている。専門部は、夜間を中心に開講して収入源とした大学も多い。

このように「大学令」のもとで私立大学は、大学、大学予科、専門部の一体的な大学組織体を確立し維持している。大学、高等学校、専門学校とそれぞれの機能を異にして存在させている官立大学の組織体制とは、全く異なつたもの

であった。日本の大学教育の視点からみれば、「大学令」による大学の昇格は帝国大学と私立大学の併存体制の確立にあつたはずである。さらにいえば、私立大学が求める大学昇格は、大学としての政治権力からの解放を意図したうえでの、「大学令」の適用であつたはずである。しかし、私立大学は、大学としての地位を得るが、大学の組織、管理運営、教員組織、教育課程、教育内容に至るまで厳しい官僚統制のもとに置かれることになり、帝国大学との併存体制の確立どころかむしろ個性的な大学の発展を喪失させるものであつたといえる。⁽¹³⁾

(4) 官公立単科大学の昇格の苦惱

専門学校令の認可を得ていた官立専門学校は、千葉（現、千葉大）、新潟（現新潟大）、岡山（現岡山大）、金沢（現金沢大）、長崎（現長崎大）の各医学専門学校、東京外国語学校（現東京外語大）、東京美術学校（現東京芸術大学）、東京音楽学校（現東京芸術大学）の外国語、芸術分野であつた。

また、右の専門学校令と同時に実業専門学校令が改正され、これによつて、農業、工業、商業の各分野の各学校が認可された。まず、農業分野では、札幌農学校（現北海道大）、盛岡高等農林学校（現岩手大）、工業分野では、東京高等工業学校（現東京工業大）、大阪高等工業学校（現大阪大）、京都高等工芸学校（京都工芸大）、商業分野では、東京高等商業学校（現一橋大）、神戸高等商業学校（現神戸大）の七校であつた。

これらの専門学校及び実業専門学校の多くは、帝国大学と同格の大学昇格を望み運動を展開したが、帝国大学の抵抗、国の財政難などを理由に昇格が認められていない。たとえば、明治初年に創立した歴史と伝統を誇る札幌農学校は、早くから大学昇格運動を展開するが認められず、一九〇七（明治四〇）年に東北帝国大学農科大学として認可されている。一九一八（大正七）年になって官立大阪医科大学（現大阪帝国大学）が唯一の例外として認められていた。一八八七（明治二〇）年に創立した東京高等商業学校は、官立の実業専門学校として、商学分野では唯一の最高学府

として知られていた。⁽¹⁵⁾ 一八九九(明治三二)年には、予科から専攻科までの六年間の修業年数を設けるなどして、帝国大学と同一の教育就業年限の学校であった。すでに、札幌農学校と同様に「学士」の称号が与えられていた。商科大学は、早くから大学昇格にむけた運動を盛り上げたが、文部省は、単科大学を認めない方針を貫抜いていた。昇格運動が本格化したのは、明治四〇年であり、その年には商科大学の設立を求める建議が帝国議会に提出され可決されていた。また、同様の建議が明治四一年、四二年にも提出され可決されている。

商科大学の設立については、経済界をはじめ多くの企業家からの支持を得ているものの、政府(文部省)が昇格をためらった理由は設置形態にあった。その設置形態案を見ると、①東高商を予科三年、本科三年に組織を変更して大学に昇格することの案、②帝国大学として商科大学を設置することの案、③帝国大学に移管し、商科大学(分科大学)とする案などがあった。ところが、文部省は、すでに、法科大学の一学科としての商業科とし、専攻部の廃止の方針を決定したことから、東京高等商業学校側の反対運動が、一挙に高揚し、一部の教授は辞表まで提出し、また学生は、大会を開いて「総退学を決議する異常事態」にまで発展している(いわゆる申西事件)⁽¹⁶⁾。その後、大正期(大正二年)に入り、文部省は、商学科ではなくすでに設置されていた経済学科を統合した商科大学構想を提案したがまともらず、けつきよくは、「大学令」の公布までまたなければならなかった。政府が、帝国大学以外を大学として認めないといった帝国大学との差別化を強く見ることができるといえる。

一九一八(大正七)年になって「大学令」が公布され、帝国大学による高等教育の独占体制が崩れ、官立単科大学の昇格が認められた。その第一号は、昇格運動を進めてきた「東京商科大学」の承認であった(一九二〇年)。その後、高等商業では、神戸高等商業が大学として承認された。大正一〇年代に入り、官立医学専門学校五校(新潟医科、岡山医科、千葉医科、金沢医科、長崎医科)が昇格している。これはあくまで医学系専門学校の大学への昇格であって、

既設の各帝国大学の医学部を拡張することとは異なる。医専をそのままにして帝国大学の医学部を増設することになれば、医師の供給過剰が免れない。やむをえず医専を医科大学に昇格せざるをえなかった、というのが当時の文部省の説明であった。帝国大学医学部の權威主義や差別化の実態であった。⁽¹⁷⁾

ところで、商科、医科大学の昇格問題が一応落ちつきを見せると、実業専門学校である東京、大阪の両高等工業専門学校、秋田鉱山高等専門学校、神戸、大阪、山口、長崎、小樽の官立高等商業、さらには、東京、広島の高師範が昇格運動を展開していく。この中から、東京工業大学、大阪工業大学、神戸商業大学、高等師範の東京文理大学、広島文理大学の五校が一九二九（昭和四）年に昇格している。

公立大学への昇格は、一九一九（大正八）年の大阪医科を皮切りに愛知医科（大正九年）、京都府立医科（大正一〇年）、熊本医科（大正一一年）が大学に昇格し、大阪医科は大阪帝国大学に、愛知医科は名古屋帝国大学に、熊本医科は官立熊本医科大学に移管している。また、公立では、商業系専門学校であった大阪市立商業学校は、一九二八（昭和三年）年に大阪市立大学に昇格している。⁽¹⁸⁾

(5) 女子高等教育機関の創立と展開

明治政府は、近代国家の基礎づくりにより女子教育の重要性が欠かせないとして、一八七五（明治八）年、女子師範学校を設置するが、財政難を理由に次第に女子教育に対する意欲を失い東京師範学校に併合する政策をとった。その一四年後の一八八九年に、再び女子教育を男子教育機関から独立させ、女子高等師範学校として設置した。現在のお茶の水大学の前身である。また、一九〇九（明治四二）年には奈良女子高等師範（現在の奈良女子大）が設置された。いずれも女子の高等教育機関ではない。

一八九九（明治三二）年に、「女子に須要ナル高等学校普通教育ヲ為ス」とした「高等女子学校令」が公布された。特

微的なことは、各県に公費による女学校を一枚以上設けるとした女子の中学教育機関の設置であった。その中にあって、女子高等教育として注目すべきは、一九〇七（大正二）年に、東北帝国大学理学部では三人の女子学生を入学させたことである。男性の中に女性が入り混じった教育としては、日本で最初である。

二〇世紀にはいり、女子に高等教育を授ける私立学校が開校されている。一九〇〇（明治三三）年に女子英学塾（現津田塾女子大学）、一九〇一（明治三四）年に日本女子大学校（現、日本女子大学）、女子美術学校（現、女子美術大学）、女子医学校と相次いで開設されている。⁽¹⁹⁾これらの学校は、いずれも女子の高等教育機関であり、女子の経済的独立、女子の地位向上を図ることを意図したものであった。なかでも、一九〇四（明治三七）年に専門学校令に基づく大学として認可を得た日本女子大学校は、職業技術の修得よりも「人としての教育」「婦人としての教育」「国民としての教育」といった三方針のもと、時代や社会を考える視野の広い人間としての教養教育を目標としていた。その教育の目標に感動した女子学生は、創立時には二二〇名を超えていた。一九〇六（明治三九）年には、五一八名に及んだが、その後、学生数は減少し、一九二二（明治四五）年には、二二九人に半減している。明治四〇年代といえは、女子高等教育に対する政府の厳しい教育政策（「家父長制」教育）が進められた時期であった。⁽²⁰⁾

日本女子大学校は、大正期にはいつて「女子総合大学構想」を打ち出すなどしたこともあって学生数は増加している。同じ時期であるが、キリスト教系の女子専門学校も開設されている。神戸女子学院専門学校、同志社女子専門学校、聖心女子専門学校などの設置である。また、一九一八（大正七）年には専門学校としての東京女子大学が認可された。東京女子大学は、内外の教徒あるいは教団の支援を得て開設された。開講式の式典で新渡戸稲造は、「従来の子教育は、妻業母業を教えて居たに過ぎませぬ。勿論それが必要ですが、人格の修養と社会の学問も等閑には出来ぬ。日本の女子高等学校以上の学校は、殆んど何れも皆男子の専門学校と同様に、職業を得るための学校の様です。その

欠点を補うために本校が設立されたと申して宜しい」のであるとのべている。東京女子大学は、創立精神ないし教育方針を受けて、予科一年、本科三年の修業年限とし、本科は、英文科、人文科、実務科の三科であった。とくに、「実務科」は、商業知識をそなえた女性、慈善事業の働く人を養成の目的としていた。その年に「大学令」が公布されるが認可を得ていない。しかし、それにもかかわらず、「高度の学術及び人文教育を高めるための高等学部」、「その卒業生に対して学術の蘊奥を究めるための大学部」そして「英語専攻部」といった構成の新しい大学づくりを進めている。⁽²¹⁾そしてさらに、当大学では、その目的を達成し、充実するという観点に立つてミッシヨン系専門学校の卒業生に入学を呼びかけている。青山女学院（青山学院大学）、東洋英和女学院（現東洋英和女子大学）、女子学院、フェリス女学院（現フェリス女学院大学）はこの教育目的に応え、その入学に協力し、学校によっては、学院高等科を廃止してまで協力している。

大正末期から昭和期に入り、デモクラシー下にあつて女子高等教育の必要論がさらに提唱されている。それに応えて、国は女子の官立大学の設置等については依然門戸を閉ざしていたが、公立、私立の女子専門学校の新設が相次いでいた。しかし、多くは、妻業母業教育（家政科など）であつたが、実学としての医学、薬学系の専門学校、経済専門学校が設置されている。そうした中であつて、社会では、婦人参政権運動の高まりの中で、婦人の地位向上を図るべく「婦人弁護士制度」の必要性が説かれていた。これに応えるべく法律の知識を習得させるために設置されたのが「明治大学女子部」であつた。設立計画は、専門部の一学科としての「女子法科」であつたが、「商学・経済を中心とした商学科」を併せ持つ「専門部」となつた。その設置理由をみると、「近く女子ニモ弁護士資格ヲ与フルノ域ニ進ミ、現ニ文官高等試験及文官普通試験ハ女子モ亦之ヲ受クルコトヲ許サレタリ。」とその背景をのべ、これに対応して「明治大学ハ陳腐ナル思想ヲ排シ、女子部ヲ新設シテ大ニ女子ノ向上發展ヲ計トス」としている。女子法律系専門学校の登場

である。

こうしてみてくると、近代日本の女子高等教育は、政府の監視のもと私立大学校ないし専門学校を中心に展開していったことが明らかとなる。また、教育内容も専業母業教育から人格の修養と社会への進出を目指す高等教育機関があらわれてきた。とくに、「大学令」の公布以降、帝国大学や大規模私立大学も女子に対して、聴講生としての入学を認め出した。東京帝国大学、日本大学（夜間、法文学部（美術科））、早稲田大学などである。当時の女性聴講生は、学問的向上のためとしての学苑の開放は評価されるにしても必要な諸施設が準備されていないため大変であったと回顧されている。⁽²²⁾ いずれにしても女子の高等教育の受講は、男性中心の社会にあつての苦渋の戦いであつたといえよう。

(6) 帝国大学の改革

一九一八（大正七）年の「大学令」は、すべての官・公・私立大学に適用された大学の基本規程である。すべての大学がこの規程の適用を受ける。「大学ハ帝国大学其ノ他官立ノ外、大学令ノ規定ニ依リ、公立又ハ私立ト為スコトヲ得」（第四条）と定める。

しかし「大学令」が公布された翌一九一九（大正八）年二月には、「帝国大学令」が改正された。一八八六年以来の大改正であつた。この改正は、枢密院及び枢密院主査委員会の論議でみられたように、帝国大学と官立大学の峻別を意味するものであつた。この中で、大学の本流は、帝国大学であり「伝統的通念」を維持すべきであると主張され、帝国大学令の改正に際し、「大学令」には見られない帝国大学の特徴が指摘されている。①官立単科大学にない評議会の設置、②講座制の設置、③独自の教育研究組織、④定員制の導入などを挙げている。これらの規定は、他の官立大学には見られない帝国大学の別格の地位の保障といえる。「帝国大学令」は二三条からなる。その概要を見ると、まず、帝国大学は、学部制度を採用し、数個の学部を「綜合して」構成する。単なる学部の構成体ではない。教授、助教授

の身分は、「旧帝国大学令」では、各分科大学に属していたが、官制により帝国大学に属するとした（第四条）。

大学院については、旧令では、分科大学と併置していたが、改正令では、学部の上に置いた（第三条）。

大学の管理運営の任にあたる評議会は、各学部長及び各学部の教授二名以内とされ一名の増員となった（第五条）。

評議会の審議事項は、①学部、学科の設置、廃止、②講座の設置、廃止についての諮詢、③大学内部の規制、④その他文部大臣または総長の諮詢などである（第七条）。

学部には、教授会を置き教授をもつて構成する。教授会の審議事項は、①学部の学科課程に関する事項、②学生の試験に関する事項、③その他文部大臣または帝国大学総長の諮詢などである。旧令では、学位授与資格の審査が、教授会、評議会の審議事項であつたが削除され、別途「学位細則」を設けた。そのほか、講座制に及んでいる。講座制は、教授をして「一科専攻」に専念せしめ、「精到ナル」講義を実施するための財政的保障のための制度である。講座制担当の教授は、その制度の保障によつて専攻領域の学問を学生に教授し、かつ研究指導することにある。文部省の狙いは、教授が他の専攻領域や政治、社会問題に手を広げることや抑制し、専門領域を深化させることであつたといわれている。確かに、研究に専念し学問の深化の保障にあるという点では評価される。しかし、細分化された講座の枠組みを基礎にした編成では、研究至上主義に陥り、教育面が、医学でいえば、診療面が第二義的ものになりかねないといった批判などがあつた。何れもこれらの内容は、勅令に基づいて行われている（第一条、第二条）。

「帝国大学令」の適用受ける大学は以下のとおりであつた。①東京帝国大学、②京都帝国大学、③東北帝国大学、④九州帝国大学、⑤北海道帝国大学、⑥大阪帝国大学、⑦名古屋帝国大学である。⁽²³⁾各帝国大学は、「帝国大学令」の改正を受けて、管理運営制度の改革に着手する。特に重要なのは、大学内の自治の拡大を意図した総長の選考方法であつた。東京帝国大学では、一九一九（大正八）年七月に「総長候補者選挙内規」を制定し、文部大臣に上申している。そ

の「内規」によると、「総長候補者ハ教授ノ選挙ニ依リ之ヲ推薦スル」(第一条)。任期ハ五年(第二条)。「選挙ヲナスベキ場合ニハ総長又ハ総長代理者ハ、各学部長ニソノ旨ヲ通告スル。各学部長ハ通告ヲ受ケタ時ハ、ソノ学部ノ教授ヲシテ協議員三名ヲ互選セシム」(第六条)。各学部ニ協議会ヲ組織スル」(第六条二項)。「選挙ハ、無記名投票デアル」(第一条)。一九一九(大正八年)の総長選挙で山川健次郎が選出された。大学自治の制度的保障として評価される。この「内規」は、一九四九(昭和二四)年の新内規の制定まで続いた。

「大学令」「帝国大学令」のもとで、帝国大学は、評議会、教授会などが整備され、総長選出も公選制となり、大学の主体的な、かつ自主性が確保されたように見えるが、それは、あくまで文部大臣の監督下のもとでのことであつた。帝国大学は、政府のそしてまた軍部の介入に充分に抵抗することもなく終戦を迎えている。これについては大学に見られた諸事件を通して明らかにしたい(本章4)。

(7) (旧) 高等学校改革と大学との関係

(旧) 高等学校は、大学との関係において、どのような位置づけがなされるべきかで、帝国大学開設、学制改革が問題となる度に審議されてきた課題であつた。一九一八(大正七)年二月に、「大学令」と同時に新しい「高等学校令」が公布された。その内容を見ると、「高等学校ハ男子ノ高等普通教育ヲ完成スルヲ以テ目的トシ、特ニ国民道德ノ充実ニ勤ムヘキモノトス」(第一条)と定め、その「修業年限ハ七年トシ、高等科三年、尋常科四年トス。高等学校ハ高等科ノミヲ置クコトヲ得」(第七条)と定める。ところが、実際には、「高等普通教育」は、高等普通教育の完成を目指すためというよりも大学の予科的存在として設置されていた。これでは、高等学校の教育目的に反するものとなる。高等学校は、何も帝国大学の予科ではない。この観点から、高等学校の設置目的は、あくまで高等普通教育を行う場であることを確認し文科、理科の二学科を持つ教育機関に改められた。この変更の際に際して審議の過程で激論となつた。

とくに、山川健次郎、江木千之など「帝大派グループ」は、「高等普通教育は、中学校で完結的に行い、現在の予科として扱う高等学校の維持、存続こそが必要である。」「大学予科としての高等学校は、すでに長い歴史を持っている。」「わが国情に通じている」、さらには、大学教育は、「予備教育ノ不足」とあるのに、予備教育の年限を短縮するのは間違ひである、といった意見を出されたが、多数意見とはならなかった。

こうした審議を経て高等学校令が改正され、改革が進められる。これによって、「旧制」高等学校は大学予科としての位置づけは姿を消し、改めて「高等普通教育機関」として制度化された。したがって、これによって高等学校は、第一から第八までの「ナンバーズスクール」高校のほかに「ネーム・スクール」が加わった。その数は、一九一九（大正八）年から五年間で一七校に達している。それと同時に尋常科（中学校）四年、高等科（高等学校）を合わせた七年生の高等学校も生まれた。官立の東京高校、公立の東京府立高校、大阪府立浪速高校、富山県立富山高校、私立の武蔵高校、甲南高校、成蹊高校、成城高校である。⁽²⁴⁾この七年コースは、初等教育からそのまま高等学校につながるエリートの養成にあつた。しかし、この改革で高等学校の門戸は解放されたが、大学予備校の場としての性格は、あまり変わっていない。この制度に伴う国の教育方針は、教育勅語に基づく「儒教倫理」の国家主義の思想の啓発にあつたが、大正デモクラシーの影響うけて欧米の価値観やロシア革命を支えた思想を学ぶことを期待して入学してきた学生も少なくなかった。私立大学、帝国大学の一部（北海道帝国大学）では、予科の存在が認められた。これは高等学校に変わる例外措置であつた（二〇条）。

昭和期にはいっても、政府の方針に反する高等学校の大学予備校化は変らない。七年制高校制度の批判を含めた高校教育そのものの廃止論まで出てきた。とくに、それは、中学教育に携わる者の側からで、高等学校の存在が中学教育の完成を著しく妨げているとの主張である。とりわけ、昭和一〇年代にはいると、生徒が自主的に学びうる価値観

が漸次制約され、「国体思想」教育が、大学に進学する教育の主流を占めてきたことにある。それはまた大学の予備校化の方向であった。⁽²⁶⁾

3、留学生と大学の対応

一八八一（明治一四）年に慶応義塾大学が「学則」を整備し朝鮮人留学生を受け入れたのが最初である。しかし、当時の慶応義塾の留学生は、個人一人一人ではなく一括の受け入れであった。その後の受け入れ態勢を見ると、留学生に日本語を指導したのち、それぞれの教育機関で留学生を受け入れている。

(1) 中国留学生の受け入れ

中国留学生の受け入れは、一八九六（明治二九）年四月、嘉納治五郎（東京高等師範学校長）の私塾への入学に始まるといわれているが、本格的な留学生の受け入れは、日清戦争が終結し、下関条約が調印された翌年からであった。一八九九（明治三二）年に留学章程が定められている。それ以降、日本への留学が本格化した。⁽²⁷⁾

留日学生数は、明治三四年には、一〇七名、三五年には、四三六名、三六年には、六六九名に達した、とある。当時の留学生の受け入れる目的は、「陸軍士官教育、日本語・普通教育、師範、法政、警備に関する志望者が多かった」と。

この留学生の受け入れに積極的だったのは、官立系の学校ではなく私立学校であった。⁽²⁸⁾ なかでも熱心だったのは、早稲田大学、明治大学、法政大学、中央大学などであった。その理由は、大学の国際化政策の側面もあるが、財政難に苦しむ私立大学の財源確保を意図したものであった。まず、法政大学は、一九〇四（明治三七）年五月に法政速成科を設け、明治大学は、同年八月に別法人として「私立経緯学堂」を設け、東京府に設置願を提出し、許可されて

いる。その設置願いを見ると、私立経緯学堂は、「東亜先聖ノ大道ヲ經トシ、西洋凡百ノ學術ヲ緯トシ、以テ親臨諸國ノ子弟ノ我國ニ來遊スル者ヲ容受教育シ、互ニ心志ヲ連絡シテ同文諸國ノ隆盛ヲ碑補スルコト」(第二条)を目的としている。⁽²⁹⁾また、経緯学堂は、普通科(二年)と高等科(一年)の二科からなり、普通科を修了した者は、試験を受けずして明治大学本科に入ることができた。経緯学堂では、この本科のほかに、成業を急ぐ者のために国語、法学、警務の三科目を教育する別科を設けている。ここで紹介した明治大学をはじめ法政、早稲田では毎年多数の留学生を受け入れていたこともあつて、また各大学の設置趣旨が中国側の教育理念に適合するとして共感を得ていたようであつた。⁽³⁰⁾

ところが、一九〇五(明治三八)年八月に清国政府打倒を旨とする革命勢力の機運が高まるにつれて、清国政府は、この状況を黙認しておくわけにはいかないと判断し、日本政府に対し留学生の「取締規則」を出すよう要求した。政府(文部省)は、同年一月にこれを受け入れ「清国人ヲ入学セシムル公私学校ニ関スル規程」(いわゆる清国留学生取締規則)を公布した。翌一九〇六(明治三九)年一月より実施されたため清国留学生は減少した。経緯学堂はこの影響を受け、入学者が激減したため募集を停止している。事実上の閉鎖であつた。経緯学堂の閉鎖後、留学生は学力に応じて大学予科、学部、専門部(正課、特科)に直接入学している。

一九一四(大正三)年八月、第一次世界大戦が勃発し、日本はドイツに宣戦布告した。日本の意図は、ドイツの山東権益を奪取し、大陸計画への進出を進めることであつた。翌一五年には、中国大陸に対して、中国大陸における支配権を確立するため、『対華ニカ条』要求を提出した。在京の中国人留学生は、日本政府のあり方に抗議し、多くの留学生は帰国している。当時、明治大学の中国人留学生は、約二三〇人いたが、其のうち三割強に当たる七〇名近くが退学し帰国している。この傾向を見て、一九一五(大正四)年九月二九日関東督府陸軍参謀本部では、コメントを出す。「独逸及び米国ニ於テハ、支那学生ニ勉メテ優遇ヲ与ヘ其ノ學業ノ如キ仮令合格ノ点数得サルモ之ヲ進級知ラシ

メテ学生ヲ喜バシムルニ努ルガ如シ」「我が国ニ於ケル支那人ノ教育方針ヲ見ルニ学生ト同一ニ責メ同一ニ採点スルカ
 為支那人ハ其ノ苦ニ耐ヘス又己ノ能力ノ足ラサルコトヲ顧ミズシテ日本ヲ恨ムニ至ル」。したがって、日本の将来のた
 めに、「支那学生ニ対シテハ総テ優遇主義ヲ以テ教育スルヲ必要トスル」と言った独善的、蔑視した勧誘方法で学生を
 集めようとしている。これでは留学生は集まるはずはない。その後にも北伐軍と山東出兵と日本軍が衝突し、済南戦
 争（一九二八年）が生起するや留学生は大量に帰国している。留学生が政治の犠牲となり翻弄されていた。⁽³¹⁾

(2) 朝鮮留学生の受け入れ

韓国との関係においては、一九一〇（明治四三）年に、政府は、「日韓併合」を強引に進め、朝鮮を日本の統治下に
 おいた。そのもとで朝鮮留学生を受け入れている。そのねらいは、朝鮮人の同化教育政策にあった。政府（総督府）
 は、一九一一年（明治四四）年第一次朝鮮教育令、第二次朝鮮教育令、第三次教育令を公布し同化教育を強化していっ
 た。同化教育政策とは、朝鮮の人々を「忠良なる国民」につくりあげることが目標に、天皇の繁栄と日本語の普及を
 推し進める政策である。

また、朝鮮総督による朝鮮人の教育進路政策は、高等教育にまで及んだ。一九二四（大正一三）年にソールに京城
 帝国大学を設置した。法文学部、医学部、理工学部（一九四一年開設）と予科をもつ総合大学であった。その帝国大
 学には、C表の示すように、日本人学生と朝鮮人学生の入学者を人為的に区別した採用をしている。

一九三〇年代にはいると、政府はアジア太平洋の泥沼化に陥る中で朝鮮の人的資源の動員を急務と考え、「国体明
 徴」「内鮮一体」のイデオロギーを徹底した「皇民化」政策を一層強めている。

一九三八（昭和二三）年には、第三次教育令を改定して、日本の教育制度を導入して、これまでの別教科教育を同
 一教科教育に変えると同時に、学制についても普通学校を小学校に、高等普通学校を中学校に、女子高等普通学校を

C表 京城帝国大学入学者数

	昭和 12 年		昭和 14 年		昭和 15 年		昭和 16 年	
	朝	日	朝	日	朝	日	朝	日
法文	69 名 (44%)	87 (56)	101 (42.4)	137 (57.5)	105 (40.5)	154 (59.4)	136 (47.8)	148 (52.1)
医	57 (22)	202 (78)	107 (33.4)	213 (66.5)	145 (38.6)	230 (61.3)	204 (49.2)	210 (50.7)
理工		—	—	—	—	—	25 (28.0)	64 (71.9)
予	165 (29.4)	396 (70.5)	204 (39.6)	338 (62.3)	205 (37.8)	336 (62.1)	201 (31.2)	442 (68.7)
計	291 (33.2)	585 (66.8)	412 (37.4)	688 (62.5)	455 (38.7)	720 (61.2)	566 (39.5)	864 (60.4)

(明治大学百年史第 4 巻Ⅱ、219 頁から引用)

高等女学校に一元化した。これによって、日本への留学生が増大している。『明治大学百年史(通史第四巻Ⅱ)』によれば、一九三六年一〇月現在で日本で勉強する学生は、六、三三七名であり、東京を中心に四、七〇〇人、地方で一六二七名であった。その後も増え続け一九三九年には、一万一、〇〇七名に、四一年には、一万八、三〇〇名に達していた。⁽³²⁾留学生が東京に集中している理由は、入学が容易であること、学費の一部を自力まかなう可能性があることなどをあげている。

4、大学の自治をめぐる諸事件

大学の自治の形骸化に関する最大の問題は、官立大学に関して言えば、大学は政府の一部局にすぎないという認識にたつて、文部大臣が、帝国大学の総長、分科大学長、評議員などの執行メンバーはもとより、教授、助教授の任免権などをコントロールしていることである。「大学令」によると、国から独立しているはずの公立、私立大学も文部大臣の監督下に置かれ(第一七条)、教員の採用までも認可事項であった(第一八条)。これでは、研究、教育の自由が保障された大学とはいえるはずはない。現に、戦時準備期においてはもとより、平時にあつても、大学は政府の監視の下におかれ、多くの事件を生

起している。以下、この期に惹起された主な諸事件をとりあげ、政治権力の大学に対するかわり方を中心に検討してみたい。

(i) 森戸辰男事件

森戸辰男が、一九二〇（大正九）年一月、機関誌「経済学研究」（第一号）に、「クロボトキンの社会思想研究」を発表した。この論文に対し、右翼団体（興国同志会）が「學術の研究に非ず、純然たる無政府主義の宣伝」であり、危険な思想であるとして攻撃を加えた。政府（文部省）は、この論文について「我が国の国体に反し、国家存立の基礎となつてゐる制度を侵害するもの」として、森戸辰男の休職処分を決定した。さらに追い打ちをかけて論文出版を不当とする裁判によつて三か月の禁固刑が科せられた。とくに、問題にしたいのは、文部省が休職処分を決定する前に森戸辰男の所属する東京帝国大学経済学部教授会が総長出席の下でその休職処分を決議したことである。学問の自由を守るはずの教授会がその自由を放棄していたものとして世論からの厳しい批判にさらされた。⁽³³⁾これは、教授会自治に対する大学管理者（総長）の介入であり「大学自治の顛落」の第一歩を踏み出すものとして批判された。

このような森戸辰男事件の休職処分のあり様を見て、京都帝国大学教授であった河上肇は、「大阪毎日新聞」（一九二〇年一月二六日）で「森戸助教授の休職について」とする一文をよせている。「すでに学者は、絶対に正直でなければならぬ。故に学者は、絶対に研究の自由を有することを理想とする。自ら真なりと認めたことは、如何なる異なりとも飽くまでもこれを真なりとして進む自由を持たなければ、真理に到達する道がないのである。此種の自由を学者より奪ふことは、真理の扉を開くに是非とも必要な鍵の一を、彼等より奪ふことである。それは、学者を学者として殺すことである」と述べた後、森戸事件に触れ、「断るまでもないが、私は決して森戸君の発表した思想の内容を是非を論じようとするのでは無い。私は、其の意思の内容如何に拘らず、同君の研究の結果到達したる思想の故を以て、

大学を追放されなければならなかったといふことは、真理の討究を生命とする最高学府にあるまじき出来事だと主張するのみである⁽³⁴⁾と。

森戸事件について、法律学者の発言がほとんど見られない中で、美濃部達吉は、雑誌「太陽」(一九二〇年三月号)で森戸辰男の処分を正当化する発言がみられる。「今回の森戸君の事件の如きは、教授会に於いて自ら其の進退を処分したのであって豪も外部の勢力によって動かされたものではない。而して教授会が之を決するに至るまでの経過に付いては、局外者の地位に立ちて公正に之を判断して、詢に已むを得ざる措置であつたと思ふ。是は敢えて学問の自由を侵し思想の自由を妨げたものではなく、大学教官としての地位に不適格であることを認定したのである。」とのべている。美濃部達吉は、教授会が森戸の大学教官としての地位の不適格を認定したのであって、学問の自由を侵し、思想の自由を妨げたものでないと発言している⁽³⁵⁾。同じく、吉野作造も、『経済学研究』で発表した森戸論文に見る言動が危険性を帯びていることを認めるとしている(読売新聞一九二〇年一月一四日)⁽³⁶⁾。しかし、森戸辰男の論文の内容を文部省が不適切である判断しなければ、其の地位が不適格とならなかつたし、そうでなければ問題が生じない筈である。そればかりか、教授会が自主的に判断したとは言え、判断の対象となる機関誌は、経済学部の研究発表の自由を保障した雑誌であり、真理の探究を深めた研究成果の発表である限り教授会といえどもその内容への評価については、慎重でなければならぬはずである。文部省の大学への介入、そしてまた教授会自治の判断のあり様が問われたケースである。なお、休職に処せられた森戸辰男は、その処分撤回を求めて裁判で争うが、裁判は、秘密公判となり「社会の安寧秩序を紊ずる」として禁固三か月、罰金七〇円が科せられた(大審院判決棄却、大正九・一〇・二二)⁽³⁷⁾。

(ii) 明大植原、笹川事件

一九二一(大正一〇)年に、明治大学と学生との間で起きた事件に対する文部省の介入が問われたケースである。明

治大学法学部政治学科の社会学講座担当の笹川種郎と憲法学講座担当の植原悦二郎の両教授が学生を扇動したとして、大学管理者（理事会）によって解職され、合わせて学生八名の「主謀者」を放校処分にした。⁽³⁸⁾ところが、大学当局は後になって両教授の解職は行き過ぎであったとして両教授の解職を解き、その復職を文部大臣に申請した。文部大臣は、笹川種郎の復職を認めたが、憲法学を担当していた植原悦二郎の「復職は問題あり」として認めなかった。当時の「大学令」一八条には「私立大学ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ」との規定により、私立大学の教授採用権は文部大臣が握っていた。文部大臣はそれを根拠にしての採用の拒否であった。文部省は、直接事件に関係のない植原悦二郎の憲法思想に問題ありとして著書等の業績の提出をもとめ、大学に対して、植原悦二郎を「学校と手を切つて戴き度し」との申し入れをしてきた。植原はこれに応じた。笹川は、この措置について「自分だけの復職は男として出来ぬ」とし復職を拒否した。大学側は、植原の復職決め、文部省に認可を督促したがそれを認めない。学生は、大学側のはつきりしない態度に抗議し、大学理事会メンバーは総辞職した。植原は当時国民党に籍を置く衆議院議員であり、党からの支援を受けていた。文部省が認可しなかった植原の憲法論とはどのような内容のものであったか。同著『通俗立憲代議政治論』をもとにその内容を紹介しておこう。その著書の特徴は、第一に、主権論について、主権は国民にあると主張する。続けて、主権は国民全体の総合的意思であるとし、主権と統治権を区別する。明治憲法第一条は、単に天皇の統治権を定めたものであつて主権を明記したのではない。植原の主権のこのような解し方については、明治憲法の解釈としてはむしろ例外であつた。しかし、それだからと言って権力（文部省）がこの見解を抑制することは許されることではない。

第二に、植原悦二郎は、明治憲法第三条に定めている「天皇ハ、神聖ニシテ侵スヘカラス」といった規定をとりあげて、「立憲君主国における憲法の最重要なる規定である」と解する。このことは、「天皇は、神である」などと言つ

ているのではなく、「わが国民が立憲政体の健全なる発達を望み、憲政の実をあげ、皇室を泰山の安きに置き奉らんと欲せば、飽く迄此の規定を尊重し、其意義を実現せしめねばならない。」とのべている。注目すべき点である。

第三に、明治憲法では、「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ズ」(五五条)と責任内閣制について定める。一般の見解では、「責任」に任ずとは、文字通り解して、各國務大臣が個々に天皇を輔弼し責任を負うと解し、内閣総理大臣の指揮に従わなくてもよいとしている(穂積八束)。しかし、植村は、責任内閣制とは、責任は各大臣からなる内閣の連帯にあることを意味し、そのもとで運用が図られるべきであると解している。

第四に、国民の自由について言う。立憲国家の国民の自由は、人に対する自由と財産に関する自由または権利の保障をいう。しかし、これらの自由は、法律の留保付きの自由である。いつでも法律、勅令によつて制限することを可能とした自由である。これについて植村は、「立憲国の国民は、服従的義務に努むるよりは寧ろ国民として、または、社会の一員として、充分自己の存在を自覚することに重きを置かざるべからず、国家の一員として自己の存在を自覚し自己の権利と自由とを尊重し能はざるものは、立憲国の国民たる資格を備へざるものなり」と厳しい批判を加える。⁽³⁹⁾

植原悦二郎の憲法論は、主権は天皇でも、国家にあるのではなく国民にあり、天皇の不可侵は、立憲君主国にとつて最も重要な規定であり、立憲政体の健全な発展のためには、憲政の実を挙げて、皇室の安泰を奉んことを欲すれば、この政体を尊重し、その実現をはかることであるとしている。また、政治体制の責任内閣制は、単独内閣ではなく連帯責任と解すべきとする。当時としては、注目すべき見解である。また、自由についても、立憲国家の国民である以上、国民の自由は、単なる形式的な自由ではなく、実質的に保障されなければならないとしている。植原の憲法論は、イギリス憲法でみられる考察の視点が明治憲法の解釈の底流におかれていたことがわかる。明治政府にとつては、植原の憲法解釈は、確立してきた憲法の公的解釈から見て最も危険な憲法解釈に映つたものと思われる。当時の大正デ

モクラシー期、立憲君主制、民本主義が普及していた時期を斟酌してみると、植原・笹川事件は、政府の私立大学に向けた大学自治への介入であり、それはまた大学教授の研究（思想）の内容に対する介入であると解さざるを得ない。私立大学の教授の人事権にまで文部省が介入する規定を置くこと自体問題であつた（大学令一八条）。これでは私立大学の自治、それ自体を否定することになりかえない。

(iii) 軍事研究団（早稲田大学）事件

一九二三（大正一二）年五月二二日に「早稲田大学軍事研究団」発会式が軍閥と大学当局の間で行われた。当時、日本は軍縮の波の中で、軍は、剰余将校を学園に送り込み、学園の軍国主義化をしようとすの試みがなされ、これを理由にして軍事研究団を組織することにあつた。発会式には一〇数名の将校と大学当局のメンバーが参加した。発会式が始まるや、学園の自由が軍閥によつて踏みにじられたとして、学生の怒りが爆発した。その組織の団長（青柳教授）が登壇し、団員総代がこれに面して宣誓文を読み上げ、「模範国民の達成は、わが早稲田大学の中外に宣明する所」まで読み上げてくると、臨場の学生から「人殺しの仲間入りをする奴が何が模範だ」「この宣誓文は学生の意思ではない」などのヤジが、また、高田教授が登壇すると学生は「明治一六年をわすれるな」「軍閥の手先」などのヤジが飛び交い会場は收拾のつかないまま幕が閉じられた。その後学生は、勢いの赴く形でできあがつた反対抗議集会を行つていた。その結果、この団体派と抗議派の対立は一層激しくなり、その後も続いていく。学内の保守派は、大山郁夫、佐野学、北沢新次郎、猪俣津南の四教授に対しアカ攻撃し学内からの追放を叫んでいた。結局、軍事研究団体は、一二日におきた事件の責任をとつて学内団体として解散するということ（40）で解決した。しかし、この団体は、学内団体として認められなかったものの団体としての活動は激しくなり、同じ学内団体である文化同盟に対し社会主義勢力に他ならないとし、社会主義が認められない以上、同盟の存在も容認できないといった抗議がなされた。これを受けて、文化同盟

団体は解散を決議している。これについて、当時団体の部長であった大山郁夫は、今回の解散は外部からの圧迫によるものではない。「……元々文化同盟は社会学説の研究団体だから、その目的より外の目的を以ていかなる分子にも利用されたくない。しかも、研究は解散しても続け得られる。そこで実際、センチメンタリズムを離れて、⁽⁴¹⁾此際解散を賢明と信じたが故に解散し、且つ顧問たる吾吾四名も之に賛成したのである」と、談話を発表している。軍が学内に常設団体を設置し、大学がこれを容認し、さらに手を貸したことに對し、学生が立ち上がった事例と解される。

(iv) 三・一五事件（一九二八年）と諸大学への波及

政府は、全国一道三府二七県にあつた日本共産党、労働農民党、日本労働組合評議会などの諸団体を治安維持法違反として、それにかかわる活動家を一齐に搜索した事件である。⁽⁴²⁾この事件に関連して、文部省は緊急文部會議（一九二八年四月一日）を開き、次の方針を決定し、各帝国大学総長に要請している。

- ①、学生で事件に関係し起訴されたものには無期停学を命ずること
- ②、教授で實際運動に関係なくとも社会から左傾の甚だしいものと認められるものに対しては、自発的に辭職させるか、または休職を命ずること

③、東京帝大新人会及び研究の領域を超えて団体として實際運動に出ている社会科学研究会に対しては解散を命ずること。団体ではなく、個人として実践運動に加わつたものは個人のみ処断する。

当時、文部大臣であつた水野鍊太郎は、この方針のもと大森義太郎（東京帝国大学助教授）、河上肇（京都帝国大学教授）、向坂逸郎、石浜知行、佐々木弘雄（以上、九州帝国大学教授）をリストに掲載し、それぞれの帝国大学の総長に對し断固たる措置を取るよう厳命している。

各帝国大学の総長は、文部大臣の厳命を受けて次のような対応を示している。

①、東京帝国大学の場合。文部省は大森義太郎助教授の処分を要請する。しかし、進歩的な教授が反対することを虞れて、小野塚喜平総長にその処分を委ねる。総長は、大森義太郎との間で個人的に交渉が行われ辞意に追い込んでゐる。大森の所属する経済学部では、辞意の手続として、大森義太郎による辞意の申し出を受理し教授会の同意を得る方法で解決をはかった。しかし、大森は辞任に際して声明書を出し、その中で「当局は、我々に対して狂暴なる弾圧を加えてゐる。——私を大学から追う理由として伝えられるものは、何等正当なものとして受け取りがたい。弾圧は学園にまで及んだ」のであると述べている。このことは、大森が大学で研究活動がもはやできないと判断したことからこのような措置に出たものと解されている。⁽⁴³⁾

②、京都帝国大学の場合。文部省は、荒木寅三郎総長に河上肇の退官を強要する。荒木総長は、経済学部長（財部静治）と謀りながら教授会で任意退官を決議するよう準備を進めた。この状況を見て、同大学法学部教授会は、「事は、決して単に河上肇教授一人の問題たるに止まらない。また、経済学部の問題たるに止まらない。実に大学全般の問題である。」として、この件について、経済学部教授会の同意を得るべきものであると総長に申し出ることを決議してゐる。経済学部教授会は、河上肇の自発的辞職要求に異義がないことを決議し、その決議に基いて、辞職を勧告する手法がとられた。経済学部教授会の大学権力（総長）に対する無抵抗と権力への従順さを見ることができるといふことができる。⁽⁴⁴⁾

③、九州帝国大学の場合。当大学では、向坂逸郎、石浜知行、佐々木隆雄の三教授が対象となつた。法文学部教授会では、三教授は辞任する理由なしとした教授会の一部のメンバーによる主張もみられたが、年配教授が介在し三教授に辞表提出を奨め、教授会は退職に同意してゐる。⁽⁴⁵⁾

文部省による「左傾教授」に対する措置は、いずれも本人の自発的退職の申し出による当該教授会の同意を得て辞任する形式がとられている。したがって、法的には、本人の自発的退職である。このことから教授会自治が保たれてい

るように見える。しかし、退官の理由が、研究者の研究の自由の領域にかかわる問題であるにもかかわらず全く論議もなく同意することは研究者自身の研究の自由を制御することになりかねない。単に、それは手続きだけの問題ではないはずである。教授会自治を認めたのは、大学という研究機関における研究の自由の保障にあつたはずである。その思想が社会的害悪を伴うものでない限りその自由は保障されなければならない筈である。その点で各大学が教授会自治を放棄したものといわれても仕方がない。

(v) 滝川事件（一九三二年）

① 滝川事件の概要と大学の自治

滝川幸辰（京都帝国大学教授）は、一九三二（昭和七）年一〇月に中央大学において「トルストイの刑法観」に関する講演を行った。その講演内容が問題となり、それが引き金となり、一九三三年四月に内務省は、著書『刑法読本』及び『刑法講義』を発禁処分にした。文部大臣は、この発禁処分をうけて、文官分限令第一一条第一項、第三項に基づいて、滝川幸辰を休職処分にした。その理由は、大学教授は「大学令ニ示サレタ人格ノ陶冶、国家思想の涵養ニ留意スベキ義務ヲ有スルモノ」でなければならないが、それと相反する「過激ナル思想ヲ懐抱シ且ツ之ヲ発表スルニ至リテハ到底看過スベカラザルモノナリ」、よつて「休職ヲ命ズルノ必要アリ」としている。これによつて、滝川幸辰は職を辞している。この事態に対し、京都帝大法学部的全教授が辞表を提出し、結果的には休職中の滝川幸辰ほか七人の教授、五人の助教授、二人の講師、四人の助手が大学を去つた。法学部全教授の約半数であつた。⁽⁴⁶⁾その理由は、①、総長の明示的具状によらず処分を一方的に行つたこと、②、沢柳事件（大正二年）以来確立されたはずの人事に関する教授会自治が無視された、とするものであつた。そこで、当時の京都帝大法学部では、法学部教授一同の名で、一九三三（昭和八）年五月二六日に声明を出した。ここでは、論点のみを紹介しておこう。

第一、政府が滝川教授を休職にした理由はすこぶる明確さを欠き、時に応じて変わっている。

第二、大学の使命は、真理の探究にある。大学に所属する教授が思索し、思索の結果である学説を忠実に教授することができてはじめて研究の自由が保障されることになる。思索の自由を認めないというのは、大学教授の研究の自由の本当の意味を知らないのである。

第三、文部省は、「滝川教授の公表した著作については、先に発禁処分を受けている。発禁処分によって社会に伝えることを許さないような学説は、大学においても講ずることはできない。教授の自由に限界がある。教授の自由によって、国家思想を破壊しないこと、人格の陶冶を妨害しないことが必要である。これは、「大学令」の示すところのことであつて、教授の自由の限界はここにある。単に、漫然と教授の自由の限界を立てたものではない。」とのべている。文部省のこの主張について、法学部教授会は、「人格の陶冶に役立つ方法は、学生をして真理の探究に熱心に向かわせ、探究しえた信念に忠実な性格を養成することにある。滝川教授がその学説を忠実に講じたことは、むしろ「大学令」において、いわゆる人格陶冶に役立たせた理由になる。政府が滝川教授を休職にした処罰は、全く大学教授の職責を無視した大学の使命の遂行を阻害するものである」と。

第四、大学における研究の自由を脅かすことを防ぐのが肝心である。その方法中最も根本的なのは、政府が任意に教授の地位を失うことである。教授の進退は、総長が教授の進退につき具状を行うときは、必ずあらかじめ教授会の同意を必要とする。これは、いわゆる大学の自治の保障の一端である。総長の具状は帝国大学の官制に規定してある法律上の制度である。総長が教授の進退を具状するとき、まず教授会の同意を要することは、「わが京都帝国大学では大正二年から三年にわたる「沢柳事件」につき公に主張し、当時の文部大臣奥田義人氏が公に認め、沢柳総長自ら進んで公表することを希望し、実行してから今日におよぶものである」。今回の滝川教授の休職は、「総長の具状はなく、

かつ教授会の同意をうる手続きなくして行われた」ことにある。⁽⁴⁷⁾ このことは研究の自由を侵し、久しく守られて大学の使命の遂行を阻害するものである。

第五、法学部の上記「声明書」のまともとして、「吾人不敏なりといえども職責を重んずべく、また、進退の大学内外に影響するところ大にして、みだりにすべからざることを知れり。然れども、いまや吾人の職責をつくしうる根本条件たる研究の自由、すでに認められず、国家が吾人に命ずるところの職責を誠実につくす能わざるにいたる。吾人の辞意を決するにいたれるは、じつに万やむことをえざるにいざるなり」と（昭和八年五月二六日、京都帝国大学法学部教授一同）⁽⁴⁸⁾。

これに対し、文部省は、「大学令第一条のたてまえからいけば、発禁になる著者の学説を大学で講義してよいとの結論はどうしても出てこない。法学部の声明は全く詭弁にすぎない。京大官制には総長の具状しない場合に文部大臣が進んで処分をしてはいけないという意味ではなく声明書の論旨は的はずれである」と批判した。⁽⁴⁹⁾

当時の文部省の主張は、①研究の成果を現した著書が公権力（内務省）によって発禁されたものは、研究の保障の範囲外であり、それを教育する自由はない。②手続的にも、いまままで確立してきた研究の自由を担う大学の使命を、そのための身分保障の手続き（教授会の同意）を無視して文部大臣が持つ人事権を盾に処分しても許されないわけではない、とする内容であった。

② 諸大学の反応と学生の動き

研究、教育の自由に関する滝川事件を、他大学の教授及び学生はどう見ていたであろうか。他大学の若干の行動を見てみよう。

まず中央大学があげられる。滝川教授が行った講演の内容が問われたが、その講演会場は中央大学であった。中央

大学百年史（通史編、下巻）によると、この講演会の講演者は、「斯界の三傑」と評された三人の刑法学の大家であった。草野豹一郎大審院判事は、「発売禁止と出版法」と題し、小野清一郎東京帝国大学教授は、「刑事補償について」と題し、滝川幸辰京都帝国大学教授は「復活」を通して見たトルストイの刑法観」と題する講演内容である。滝川幸辰は、休職処分となったが、この問題について全く触れておらず、久原房之助以下四二人が提出者、立川太郎以下三五〇人の賛成者が、政府に対して滝川の休職処分決定前に、確固たる「思想対策」を樹立し民心の安定を図るべきであるとする決議を求めていたことを報じている。⁽⁵⁰⁾

東京帝国大学では、日本共産青年同盟を中心とする学生が、学園の自治を侵すものとして立ち上がるが静観の態度をとりつづけた。大学当局は学生の過激な行動には取締りを加えていく方針をとった。にもかかわらず、六月一七日に共産青年同盟を中心とする学生数名が、三教室においてほぼ同時刻にある講師の講義中に、講義の中止を求め、一方的に学生大会を開いたことで大学当局は警察の出勤を要請し鎮圧した。各学部の教授は、ほとんどが静観する態度であった。『東京大学百年史 通史二』によると、法学部では、「大勢としては年長の教授を中心に自重論に傾き、更に滝川、そしてその著書に対する思惑や評価が錯綜し、また、京都帝国大学法学部から何等の連絡もないとしてほとんど何もなさず」、経済学部でも「法学部が行動しない以上、静観するしかないという態度であった」とのべている。⁽⁵¹⁾

『明治大学百年史（第四巻通史編Ⅱ）』によると、一九三三（昭和八）年七月一日、本郷の仏教青年会館で滝川事件を擁護する「大学自由擁護連盟」結成大会が開かれたことを紹介している。この会は、「全国大学生ノ団結を鞏固ニシ、学問研究ノ自由、学園ノ自治ヲ確保ス」（綱領）るため、全国大学間の組織的確立を図って結成された。当日の決議内容は、次のようである。

1、吾人ハ茲ニ大学自由擁護連盟ヲ結成シ、全国大学ノ強キ連帯ノ下ニ大学ノ自治、研究ノ自由ヲ死守ス。

- 2、吾人ハ滝川教授休職即時取り消ヲ要求ス、文相即時辭職ヲ要求ス。
 - 3、吾人ハ全国大学教授ノ決起ヲ要請ス。
 - 4、吾人ハ純真ナル学生運動ニ対スル不当ナル弾圧ヲ絶対反対ス。
- この組織に参加した学生は一二五名であり、明大生は一二名であった。この組織も翌三四（昭和九）年には弾圧されて⁽⁵²⁾いる。

これらの事件は、後に述べる左翼教授、さらには、リベラル教授にも拡大し、この事件にかかわる学生も大学から追いだされている。

滝川事件の全貌をみくると、文部省の滝川幸辰に対する文官分限令による休職処分は、いままで確立してきた教授会の人事決定をうけて、大学総長が凜請し自動的に承認してきた一連の慣行を無視したものであった。この文部大臣の行為に対し、滝川の所属する京都帝大法学部教員は大学の自治を無視したものととして結束して反対した。この点で、この事件は、一個人の問題ではなく研究者全体の問題でもあった。しかも、解任理由は、同教授の『刑法講義』『刑法読本』に不穏当な箇所があるとのことであり、講演内容そのものだけが対象になっているわけではなかった。この事件は、多くの批判者が語るように、研究の自由に直接かかわるものである。このことが保障されなければ大學そのものの存在意義はなくなるであろう。国の大学に対する安易な管理運営権（人事権）の行使に大きな犠牲を払いながら、毅然と立ち上がった京都大学法学部の教員の足跡は、大学自治の歴史に一石を投じたものといえる。

5、一応のまとめ

本章は、前々号を受けて、「大学令の公布から昭和初期まで」の大学問題について検討してきた。やや、具体的に言えば、政府は、帝国大学以外に正規の大学を認めない政策を転換し、官公立単科大学、私立大学を大学として承認せざるをなくなった。その要因は、関係諸大学の昇格運動はもろろんであるが、それは、むしろ我が国の経済、社会構造の変動によるものであったことは言うまでもない。

政府は、こうした背景の下で、我が国が確立してきた大学政策を見直し、「大学令」「高等学校令」の制定、「帝国大学令」の改正をもたらしたのである。しかし、この「大学令」「高等学校令」は、官、公、私立大学としての道を開いたものの、明治期以来培われてきた諸大学、諸学部の内容（カリキュラムなど）や、諸施設などの整備の画一化をもたらすものであった。このような大学の設置は、とくに、私立大学を亜帝大の道に追いやるものであるとの批判が続出した。本章は、この期の検討を通して重複する点もあるが、「一応のまとめ」をしておきたい。

第一に、政府は大学令に基づいて、官、公、私立専門学校を昇格させたが、大学の地位を得るためのハードルはかなり高い。そのハードルを帝国大学に置き、それを他の大学の昇格基準にしていたことにある。したがって、大学の昇格によって、大学が本来持つ政治権力からの独立、自治は抑制され、厳しい国家統制、官僚統制の下に置かれることになったと言っても過言ではない。「大学令」によると、官立、公立、私立を問はず大学に「国家に須要ナル學術」「人格の陶冶」「国家思想ノ涵養」に努めことを課している。とくに、私立大学の場合、その目的規定に反すると国（文部省）が考えれば認可の修正を求め、場合によっては認可が取り消される。まさに、大学の特性の喪失であった。

第二に、「大学令」のもとで、多くの官・公・私立専門学校が大学に昇格すると、政府は、帝国大学のみを対象とする「帝国大学令」を改正し、いままでの特権的地位を保持した。それは、官立単科大学にはない評議会の設置、講座制の設置であり、独自の教育研究の組織制の導入である。一般的ないい方をすれば、帝国大学は、高度な研究教育機関であり、官公立単科大学及び私立大学は、「理論より応用」「研究より教育」の場としての差別化であった。

第三に、政府（文部省）は、官・公・私立大学の人事を中心にした管理運営権を掌握し、さらに教育内容、教育課程にまで関与し、大学の画一化を進めた。これは、官公立と私立大学の自治の排除と国の大学への監視及び介入を意味する。これによって、特に、私立大学は、文部省の「私学の中にあつた異質的な要素の同質化」政策により、私学の特性が失われていった。

第四に、私立大学の設置に付いていえば、政府（文部省）は、教育水準の確保、大学経営の安定化を図るといふ名目で、大学への昇格、学部増設の要件として多額の供託金を課した。当時の供託金額は、一大学につき五〇万円、一学部増設することに一〇万円の供託金が必要であつた。大学によっては、供託金が集まらず、学部の増設や、大学の設置を諦めたケースもあつた。大学設置の要件は、大学の諸施設、研究教育内容の充実であつて、莫大な供託金を大学設置の要件とすることは本末転倒である。「私立大学潰しではないか」といった批判も出たほどである。

また、官・公・私立大学を問わず、大学令第一条に示す、「国家ニ須要ナル学問」の機関であることを強調する。そうであるならば、国は研究、教育責任をもつ大学の条件整備に協力的であつてよいはずである。特に、私立大学に対しての国庫助成は重要である。政府は、あくまで官立大学は国が、私立大学は民間がといった設置形態の違いを強調して、国庫助成について差別化を行ったことは、その底流に官優位の思想が読み取れるし、決して許されることであつてはならない。この思想は今日においても解消されていない。

第五に、明治期に生起された「戸水事件」「沢柳事件」を通して確立してきた研究の自由は、「大学令」の公布以後においても変わるどころか、政府の大学として官立大学に対してはより厳しい制限をしている。これは官公立大学はもとより私立大学にも及んでいる。「大学令」の下で確立したはずの教授会自治は、大学間でやや差があるが十分に機能しているとは言えない。大学の自治を巡る諸事件はそのことを示している。

第六に、日本への留学生については、ほとんどが中国と朝鮮からである。しかも、その受け入れは官・公立大学ではなく、多くは私立大学であり、東京圏の明治、法政、中央、早稲田の各大学が中心であった。その理由は、私立大学が国際化の政策を進めていたというよりも財政難に苦しむ大学の財政確保にあったといわれている。そうであるとしても、アジア諸国の大学生に対する国際化は、私立大学を中心にして展開されたことは明らかである。このことは、帝国大学ないし官立大学の留学生政策の貧困を意味するものであったと解せざるを得ない。

最後に、学生運動について一言しておこう。学生運動は、時局に対する批判が中心である。大正デモクラシーの潮流の中にあつて、学生は、資本主義社会の矛盾をつき、国体思想を暴き、また各大学の管理運営、体制改善を求めて前述した事件をはじめ多くの事件にかかわっていた。しかし、「左傾学生」の運動は、昭和期に入ると治安維持法として厳しく制限され、その違反者は逮捕され、学内にあつて退学処分を受けている。⁽⁵³⁾ 大学は、学生が大学構成体の一員であり、社会的責務を担う一員であることを忘れ、国の政策実現の協力者となり、学生運動の弾圧に手を貸し過ぎたように思われてならない。この問題は、学生自治についての理解不足に要因があると解ざるを得ない。

注

(1) 「臨時諮問会議」は、一九一七年に設置された内閣の諮問機関である。会議体のメンバーは五〇人で構成され、文部大臣、内務大臣、関係各省次官、文部省直轄学校長、私立校長、陸海軍関係者、貴衆両院議員、枢密院顧問官、財界人で構成されている(草

(2) 原克豪『日本の大学制度』（弘文堂、二〇〇八年）五七頁、天野郁夫『大学の誕生（下）』（中央公論新社、二〇〇九年）二九〇頁。
 大久保利謙『日本の大学』（創元社、一九四三年）三七七頁以下。

(3) 天野郁夫・前掲書（下）三五〇—三五二頁。

(4) (社) 日本私立大学連盟『私立大学の経営と財政』（開成出版、一九九九年）九頁。

(5) 明治大学百年史編集委員会『明治大学百年史』第二巻資料編Ⅱ四九—五〇頁、中央大学百年史編集委員会『中央大学百年史』通史編上巻三四—以下。

(6) 早稲田大学大学史編集所『早稲田大学百年史』第三巻四一頁。

(7) 私立大学の設置基準として高額な供託金を必要としていることに対して、日本弁護士会特別委員二〇名から基準要件の緩和策を求める建議が出された。その内容は、①供託金の緩和、②専任教員の任命、③学生定員の制限について適宜斟酌ヲ加えてほしいとの要望である。なかでも大学の目的は営業事業ではない。「銀行や保険会社に対する補証、積立金より一層過重多額な金銭的負担を課すことには問題がある」といった批判がある（秋谷記男『大学令と大学昇格基金問題』明治大学史紀要一〇号一一五頁）。

(8) 天野郁夫・前掲書（下）三六五—三六六頁を参考にC表を作成した。

(9) 学校法人専修大学編『専修大学百年史（下巻）』一〇四九頁。

(10) 天野郁夫・前掲書（下）三九四頁。

(11) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第三巻通史一、八二三頁、中央大学百年史編集委員会・前掲書通史上巻八頁、なお、次の表は罹災諸大学の被害状況である。

罹災諸学校の被害程度

校名	災害程度	現在学生生徒数	増減見込数	開校月日	仮校舎
帝国大学	半焼	五、八一五	多少減	十一月一日	高等師範学校借受学校応急修理
商科大学	殆ど全焼	二、三〇〇	—	十二月上旬	予科校舎、東京農業大学、東京高等学校
早稲田大学	一部焼失	一〇、四七九	—	十月十一日	本校
明治大学	殆ど全焼	七、三三七	半数減	十月十五日	明治中学、予科教室、東京商工学校
中央大学	〃	四、九八五	〃	十一月一日	焼跡ニバラック建設
日本大学	全焼	八、五七七	四分ノ一減	十月一日	池袋洋服裁縫学校、帝国女子専門学校
専修大学	〃	未調査	—	—	—

（中央大学百年史通史編上巻、八頁から抜粋引用したものである。）

- (12) 文部省発行『学制百年史(資料編)』四四七頁。
- (13) 永井道雄『日本の大学』(中公新書、一九六五年)八頁。
- (14) 勅令では、「実業学校ニシテ高等ノ教育ヲ為スモノオフ実業専門学校トス。実業ニ関シテハ専門学校ノ定ル所ニヨル」と定める(名倉英三郎編『日本の教育史』(八千代出版、二〇〇〇年)一三六頁)。
- (15) 東京商業学校の前身は、一八七五年の私立商法講習所である。一八七六年には東京府勸業課の管轄となり、七八年には東京府学務課に、八四年には農商務省の直轄となり、校名を東京商業学校と改称し、八七年に「高等」を付し、一九〇二年に東京高等商業学校となる(一橋大学学園史刊行委員会『一橋大学120年史』四二頁)。
- (16) 一橋大学学園史刊行委員会・前掲書一一二頁。
- (17) 天野郁夫・前掲書(下)三九七頁。
- (18) 草原克豪『日本の大学制度』(弘文堂、二〇〇八年)五九頁。
- (19) 社団法人日本私立大学連盟・前掲書一二五頁。
- (20) 『日本女子大学校40年史』一五六頁以下、天野郁夫・前掲書一七八頁。
- (21) 東京女子大学80年誌編集委員会『東京女子大学の80年』一一九頁以下、天野郁夫・前掲書(下)一八一頁。
- (22) 明治大学百年史編集委員会・前掲書 第四卷通史Ⅱ 七二頁以下、早稲田大学大学史編集所・前掲書第三卷八〇七頁。
- (23) ほかに、戦前の植民地支配のもとで、京城帝国大学(大正一三年開設)、台湾帝国大学(昭和三年開設)があった(大久保利謙・前掲書 三四〇頁)。
- (24) ネーム・スクールは、大正年間に新潟、松本、山口、松山、水戸、山形、佐賀、弘前、松江、東京、大阪、浦和、福岡、静岡、高知、姫路、広島の一七校が開設している(草原克豪・前掲書六二頁)。新設高校が増加すれば、大学の収容力の拡充が必要となる。一九二八(昭和三年)の高等学校の学生数は一九、六三一人(国立一六六三二、公立一一五四、私立一八三七)で、一九一八(大正七)年の学生数(国立六七九二)の三倍近い増加である(文部省『学制百年史(資料編)』二六四―二六八頁)。
- (25) 草原克豪・前掲書六一頁。
- (26) 関正夫『日本の大学教育改革』(玉川大学出版部、一九八八年)三二頁。
- (27) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第三卷通史Ⅰ、六二五頁。
- (28) 東京大学百年史編集委員会・東京大学百年史通史二、七五八頁。
- (29) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第三卷通史Ⅰ、六三四頁。

- (30) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第三卷通史Ⅰ、六六二頁及び前掲書第三卷通史Ⅱ、六三〇頁以下。
- (31) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷通史編Ⅱ、二〇九頁。
- (32) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷通史編Ⅱ、二一六頁。日韓併合についての法的問題について、近年刊行された文献として、笹川紀勝・李泰鎮『韓国併合と現代』（明石書店、二〇〇八年）、笹川紀勝・金勝一・内藤光博編『日本の植民地支配の実態と過去の清算』（風行社、二〇一〇年）がある。
- (33) 家永三郎『大学の自由の歴史』（筑書房、一九六二年）五二頁、立花隆『天皇と東大上』（文芸春秋社、二〇〇五年）四五五頁。
- (34) 家永三郎・前掲書五一頁以下、伊ヶ崎曉生『学問の自由と大学の自治』（三省堂、二〇〇一年）四五頁以下。
- (35) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二、三二二頁。
- (36) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二、三二二頁。
- (37) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二、三二四頁。
- (38) この事件の経緯と問題点については、明治大学百年史編纂委員会・前掲書第三卷通史、七五一頁以下。
- (39) 高坂邦彦・長尾龍一編『植原悦二郎集』（信山社、二〇〇五年）九四頁。
- (40) 早稲田大学大学史編集所・前掲書第三卷 三三三頁以下。
- (41) 早稲田大学大学史編集所・前掲書第三卷 三三六頁。
- (42) 治安維持法違反事件適用の第一号が、いわゆる京都府学連事件である。治安維持法が一九二五年五月二日に施行された。京都大学の学生を主体に日本学生社会科学連合会の関係者三八名が治安維持法違反の容疑で検挙された。その後同じく治安維持法違反事件で共産党を標的にした三、一五事件が起こっている（京都大学編『京都大学70年史』九六頁）、詳しくは、奥平康弘『治安維持法小史』（筑摩書房、一九七七年）六三頁以下、伊ヶ崎曉生・前掲書五九頁。
- (43) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二、八五二頁。
- (44) 京都大学編・前掲書九七頁以下、伊ヶ崎曉生・前掲書六一―六二頁。
- (45) 家永三郎・前掲書五五頁、伊ヶ崎曉生・前掲書六五頁。
- (46) 京都大学編・前掲書一〇〇頁以下、なお、滝川事件に関する文献が多い。自書に滝川幸辰『激流』（河出書房新社、一九六三年）がある。
- (47) 滝川幸辰・前掲書一三〇頁。
- (48) 滝川幸辰・前掲書一三一頁。

- (49) 滝川幸辰・前掲書一三〇頁。
- (50) 中央大学百年史編集委員会・前掲書通史下巻四九頁。
- (51) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二 八五四―八六〇頁、東北大学百年史では、「教授会として学生の対応を除いては、態度表明等を行ったことが一度もないことがないことを確認しておかなければならない」とのべている（東北大学編集『東北大学百年史 通史Ⅰ』三七九頁。
- (52) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四巻通史Ⅱ、一九六頁。早稲田大学大学史編集所・前掲書第三巻五七二頁。
- (53) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四巻通史Ⅱ、一九〇頁。

第二章 戦時体制下の大学の諸相と崩壊

1、問題状況

滝川事件（一九三三年）を契機に、政府は、「国家思想の涵養」に努める政策を展開した。まず政府は、同年七月四日に内閣書記官堀切善次郎名で「教育宗教に関する具体的方策案」を閣議決定をした。その内容は①「日本精神ノ作興」に努めること、②「不穩思想」への防衛と鎮圧を強化し徹底的に取り締まること ③政治、行政、経済の方面において「不穩思想」を培養する諸原因を除去する社会改善方策を樹てることであった。

また、同年八月一五日、政府は、関連各省に対し、さきにつづいて「思想善導方策具体案要綱」を、さらに「思想取締方策具体案」を通牒して「不穩思想」の取締りの強化を確認した。これらは、国家思想の涵養を目指す日本精神の徹底化をおしすすめることであった。政府（文部省）は、省内に専門学務局学生課を置き、一九三四（昭和九）年に

は思想局に昇格させた。官立大学は、その思想局の命をうけて、思想を取り締まる学生主事を置き、官立高校、専門学校では、生徒主事をおいた。これによって大学、高等学校、専門学校内の学生、生徒の思想が厳しく取り締まられていく。私立大学の場合も同じであった。

この思想を国の思想として決定づけるに際し、障害になるのが美濃部達吉の天皇機関説である。政治のレベルでは、この学説を政治力によって排除し、かわって「国体明徴」を公認し、それを普及させていった。もとより、それを決定づけたのは、日本の日中（満州）事変以降の政治であったことは言うまでもない。

一九二九年におきた世界恐慌、引き続き生起した満州事変で、日本の資本主義体制そのものが危機に陥った。この危機に対し、軍部が発言力を強め、国内にあつては、ク・デター計画、国外にあつては、侵略行動（満州事変）を推し進めていく。わけでも、国内にあつて、軍部が引き起こした五・一五事件、その他の諸事件は、天皇制ファシズム体制の確立に繋がるものであった。このためには、天皇の統治の大権を、万能無制限なものではないとする天皇機関説の主張は、軍部にとつては排斥しなければならないイデオログであった。

本章では、このような政治状況の下で、天皇機関説事件を契機に、政府が進める「国体明徴」の内容を明らかにし、それが研究、教育の場である大学に、国の具体的政策として押し付けてくるが、大学はそれらにどう対応できたかについて考察してみたい。

この事件の背景には、政治的には、当時の、軍部の「統制派」と「皇道派」との争いがあり、この争いにおいて前者が後者を大きく後退させたが、この事件後、政府は、日本を一層の軍国主義ないしファシズム化を進めたことは、確かな事実である。⁽¹⁾

2、天皇機関説事件と各大学への波及

(1) 天皇機関説事件

天皇機関説が事件として政治問題化したのは、一九三五（昭和一〇）年に入ってからである。⁽²⁾ 同年二月一八日、帝国議会貴族院本会議で天皇機関説の立場にたった美濃部学説が批判の対象となった。当日、貴族院議員の菊池武夫が、美濃部の天皇機関説は、「緩慢なる謀反」であり、「明かなる反逆」であり、その学説は、「国体」に反すると演説した。この演説に対し、美濃部達吉は、同年二月二五日の本会議で、一身上のこととして弁明を行っている。⁽³⁾ その演説の骨子として、まず、日本憲法の基本主義の説明に入る。「私は、わが国体を否認しているかのごとく論じておられるが決してそうではない。」「我が憲法上、国家統治の大権が天皇に属するということは、天下万民一人として之を疑うべき者のあるべき筈はないのであります。憲法の上諭には、『国家統治大権ハ朕カ之ヲ祖宗に承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ』と明言してあります。又憲法第一条には、『大日本帝国ハ万世一系ノ之ヲ統治ス』とあります。更に第四条には『天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ』とあるのであります。日月の如く明白であります」と述べた後、「君主主権主義が日本の憲法の最も貴重な、最も根本的な原則であるということ」をいづれの場合でも説明しているのであります。また、美濃部は天皇の大権にふれ、その大権の法的性格が、権利であるか権能であるかについては、「権能」であると述べた後、天皇機関説の弁明に入る。「所謂機関説と申しますのは、国家それ自身を一つの生命あり、それ自身に目的を有する恒久的な団体、即ち法律学上の言葉を以て申せば、一つの法人と観念いたしましたして、天皇は、此の法人たる国家の元首たる地位に在まし、国家を代表して国家の一切の権利を総覧し給い、

天皇が憲法に従って行われられます行為が、即ち国家の行為たる効力を生ずるということと言いつたものであります。「それが、我が国体に反するものでないことは勿論、最も良く国体に適する所以だろうと固く信じて疑わないのであります」と。美濃部達吉のこの説明は明快だったといわれている。

しかし、この説が明らかになることによって、この説に反対する声も一層高まりだしたといわれている。当時の岡田内閣は、帝国議会で天皇機関説に対し反対を表明した。同年三月九日には、岡田内閣に代わって広田内閣が登場する。軍事勢力は、二・二六事件によって、皇道派から天皇機関説排撃に慎重であった統制派に変わったが、軍国主義の推進者であることには変わりがなかった。政権を担った広田内閣の下で平生文部大臣は、五月一〇日に天皇機関説について文部省の態度を報道している。「我が学界から機関説の徹底的掃滅を期し、憲法學説に関する紛争を今後一切無くする方針の下に、過般各帝国大学並びにプリント等を文部省に提出すべきことを命じ、大体出揃ったので目下専門學術局において一々その内容を検討中である。」と。⁽⁴⁾そしてまた、この四月に美濃部達吉の『憲法撮要』『逐条憲法精義』『日本憲法の基本主義』の著書をはじめ佐々木惣一の『日本憲法要論』など二〇数種が発禁となっている。

天皇機関説は、主権論争、立憲政治が展開されていく中で多くの支持者を得ていた。それが政治問題化され、政府にとって不都合と見るや、その学説の撲滅を図ろうとして、「国体明徴」を世論に押しだす道を開いて、国民の思想統一を図ろうとしたことはより明確である。⁽⁵⁾現にその年の八月、一〇月にはいると、政府は、「国体明徴」についての声明を発表する。この声明の骨格をみると、我が国の国体は、「天孫降臨ノ際下シ賜ヘル御神勅」(神勅主権)に基づき、統治の大権が、「万世一系ノ天皇」にあることを明確にしていると説く。「国体明徴」の内容については、後述する(本章3参照)。

(2) 天皇機関説事件の各大学への波及

政府は、国体明徴の趣旨に徹し、憲法学者の天皇機関説を根絶することを目的に、その学説に立つ公的機関及び各大学の憲法学教授の排斥に乗り出した。

東京帝国大学で美濃部達吉の師であり国家法人説の立場にたっていた二木喜徳郎枢密院議長はその職を辞された（一九三六年三月）。当時、法制局官であった金森徳次郎も同じく職を辞している。大学では、憲法の講義をめぐって、担当教員の変更、講義の内容・学説の変更、改定が行われていた。東京帝国大学では、宮沢俊義、野村淳治、国家主義者、国体論の笈克彦が担当している。京都帝国大学では、C・シュミットの研究者であった黒田覚、大西芳男が、渡辺宗太郎に代わって憲法学を担当した。中央大学では、「本（昭和一一）年三月、大学理事会ニ於テ今後美濃部博士ノ憲法論ハ絶対ニ採用セザルコトヲ決議シタリ、2、美濃部達吉ハ本年四月講師ヲ辞シタリ、⁽⁶⁾」といった報告を文部省にした上で、入江俊郎、佐藤達夫を講師に依頼している。明治大学では、国体論者の笈克彦、民法から転じた大谷美隆が憲法講座を担当する。関西の大学に目を転ずると、滝川事件で京都帝国大学を去り神戸商業大学で講師をしていた佐々木惣一が、その職を辞し、関西大学、立命館大学で講師をしていた森口繁治も職を辞している。憲法担当者にとっては教授の自由に対する厳しい取締りであった。東京帝国大学で憲法学を担当していた宮沢俊義がのべているように、天皇機関説事件後の憲法学の研究については、政府のいろいろな処分によって、憲法解釈に関する根本原理が、公権力によって定められただけではなく、憲法の科学的認識に関する学説まで、政府によって枠がはめられた。しかも、いままでも当然とされてきた国家を法人と見、天皇をその機関と考えることは許されないとされ、そういう学説を説くことも教えることも禁止されたのである。⁽⁷⁾

そればかりではない。文部省は、「国体明徴」運動として、憲法講習会、思想問題、時局についての講習会を全国展

開を進めている。たとえば、同年七月一五日から五日間の予定で、文部省は、高等学校・専門学校の「法制修身」の担当教員、大学・高等学校・専門学校の学生・生徒主事を集めて、講習会や協議会を開いている。講演会には二八〇名が出席している。講習会の講演題目と講師をみると、「日本国体」（広島文理科大学教授 西晋一郎）、「帝国憲法の歴史的基礎」（京都帝国大学教授 牧健二）、「帝国憲法制定の精神」（欧米各国学者、政治家の評論）（枢密院顧問官 金子堅太郎）、「帝国憲法の根本義」（東京帝国大学名誉教授 笈克彦）、「最近における国家学説」（国民精神文化研究所員 大串兎代夫）といった内容である。⁽⁸⁾政府は、天皇機関説を抹殺することで国民精神総動員体制を安定させようとしていることが明らかである。

このような美濃部学説の批判およびその批判勢力の動きに対して、東京帝国大学等の学者の対応は、美濃部達吉がすでに定年退職をしていることもあって、この問題については何の対応もしていない。ただ一部の教授のみが美濃部に激励していたようである。⁽⁹⁾他の大学もこの状況を傍観しているだけで一部の学生以外には反応はほとんど見られない。学問が政治によって抹殺されようとしているときの大学の態度であった。

戦後になって、南原繁は、天皇機関説事件を顧みながらこう述べている。「天皇機関説をめぐる美濃部先生の受難を思うとき、私は懺悔と申すか、はなはだ相すまなかつたという感にうたれます。どうして先生の天皇機関説を守らなかつたか。その方法がなかつたのか。先生がその当時すでに名誉教授になられて大学を去つておられたというものの、どうして直接教えを受けた自分たちが先生を擁護しなかつたのか。われわれ東大法学部におるもの、同僚の人たち、教えを受けた弟子たちが、何一つ援護することができなかつた。いまもって、まことに慙愧にたえないところです。」⁽¹⁰⁾と。同じ趣旨のことを、宮沢俊義も「朝日ジャーナル」（一九六二年九月三日号）の「大学の自治―事件と人」の中でのべている。「美濃部先生が大学におられなかつたから、直接に大学の問題にならなかつた。ただ、大学としては、わ

たしもふくめて、なんにもしないので、ちいさくなつて、いうこともいわずにひっこんでいた。(略)かえりみて、まことに意気地がなかった、という気持が、じつはあります。そういう意味で、大学人の反省の一つとして、その時も少し行動する方法があつたのではないか、ということがあとになつて考えられるわけですね。」とのべている。⁽¹¹⁾

(3) 「国体明徴」と軍事訓練の必修化

政治権力による天皇機関説の根絶によつて、「国体明徴」の精神を支える気風が学園内に吹き荒れてきた。それは、前述した天皇機関説を支持する学者の教壇からの排除であり、「国体明徴」の精神をより処とした学者の採用であり、「軍事教練」が、必修科目として各学部のカリキュラムに組み入れられることを意味した。

すでに、一九二五(大正一四)年四月「陸軍現役配属将校学校配属令」及び「同施行規定」が公布され、この配置令によつて、各大学に陸軍現役将校が配置された。東京帝国大学では三名、早稲田大学四名(学部二、第一高等学院、第二高等学院各一)、明治大学では三名(学部、専門部、予科各一)、中央大学では、四名(学部、専門部、予科)が配属されている。⁽¹²⁾

この陸軍現役将校の配属それ自体、「文教の危機に他ならないとして」抵抗する大学もみられた。しかし、一九三三年になると、東京帝国大学では三名による教練では過重負担であるとして一名の増員を一方的に大学に申し入れてきたことから、大学側は抵抗している。⁽¹³⁾

「教練」の内容を見ると、一般に、学科として、軍事講話、戦史と術科として各個教練、部隊教練、射撃、指揮法、陣中勤務などの実践的内容が組まれていた。⁽¹⁴⁾この「教練」の比重が大学の中で高められてくるのは「国体明徴」の精神の普及以降であり、さらにいえば、日中戦争が本格化し国家総動員法が発令された以降である。一九三九(昭和一四)年三月には、兵法の改正(補充兵役期間の延長、短期現役制の廃止)とともに大学学部の「教練」が必修となつ

た。その狙いは、長期化する日中戦争のため不足する下級将校の補充と大学を幹部候補の養成所化することであつた。⁽¹⁵⁾大学の軍隊化である。そしてさらに、日米決戦が必至となると、「教練」が強化され激しさを増している。各大学は、修練所を設置し、学部学則に「学部教練」の設置を明記した。たとえば、明治大学政経学部では専門部で教練・訓育の毎週の時間数は、概ね約二八%、学部で約二〇%前後を占めたと報じている。⁽¹⁶⁾まさしく、大学の兵営化であつた。

大学の軍事化、兵営化の促進を象徴的なものとしたのは、一九三八（昭和一三）年に近衛内閣が成立し、文部大臣に予備役陸軍大臣の荒木貞夫が就任した以降のことである。荒木貞夫は、就任二か月にして当時の六帝国大学の総長を帝国学士院に招き、大学の活動をより世間に知らしめるためとして帝国大学の人事の見直しを主張した。「帝国大学教授は官吏である。官吏の任免は、大日本帝国憲法（第一〇条）の定めるところでは、天皇大権の輔弼が職務である。したがって、官吏である大学教授の人事を大学で選挙されては、大臣としての輔弼行為ができない。」「従来、『慣行』として行われてきた総長以下の選挙は法的根拠のない」⁽¹⁷⁾ものであるとしてその変更を要請した。その要請は、学内人事にたいする文部省の人事監督権の全面的強化であつた。これに対して、東京帝国大学以外の帝国大学は反発しながらも妥協した。この改革の主な内容を見ると、総長候補者の推薦については、「総長ハ全教授ノ意見ヲ徴シテ後任候補者ヲ選考シ之を文部大臣ニ推薦スルモノトス」「教授ノ答申ハ署名セル文章其他責任を明ラカニスル方法ヲ以テ之ヲ為スモノトス」。学部長後任候補者および教授、助教授候補者は、総長が「学部長ノ推薦ニ基キ」文部大臣に推薦する。これらの候補者の推薦は、総長の推薦と同じく「署名セル文書其他責任ヲ明ラカニスル方法ヲ以テ之ヲ為スモノトス」とした。この過程で、総長や学部長の選挙が推薦に代わる。しかし、推薦に当っては、慣行（教授会に諮る）が維持されることとして決着した。なお、東京帝国大学では、総長の場合は推薦を記名投票で、学部長は推薦に改め、教授、助教授は従来どおり選挙で行われることになつた。この改革は、文部大臣が人事に影響を及ぼすことの重大な事件で

あつたことは言うまでもない。⁽¹⁸⁾

3、戦時準備教学体制の転換と大学

(1) 教育刷新評議会（文部省）の設置

一九三五（昭和一〇）年一月一八日、政府（文部省）は、美濃部学説を「緩慢なる謀反」として排斥し、日本の精神的支柱とした「国体明徴」を受けて、教育刷新評議会を設置した。この評議会は、文部大臣の諮問機関として、「教育学ノ刷新振興ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議」し、これらの「事項ニ付文部大臣に建議スルコトヲ得」としている（第一条）。この会は、会長一人と委員六〇人以内で組織し、「特別ノ事項ヲ調査審議」するための臨時委員を置くこともできる（第二条）とした。会長は、文部大臣を充て、委員及び臨時委員には、「文部大臣の奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ」（第三条）としている。文部大臣松田源治会長のもとで選出された委員には、当時の陸軍次官をはじめとする軍人、日本精神派の学者、政治家がなつた。この刷新評議会は、一九三六年一〇月、「教学刷新」の中心機関を設置し、国体・日本精神の解明による独自の精神諸学の振興を進めるため、大学はそれを踏まえた学問を行い、学部・学科等の設置・改廃を実施すべきであるといった答申を建議した。刷新評議会はこのような答申は、前例のない学問、自治に対する干渉であつた。文部省は、この答申を受けて一九三七年三月に「国体の本義」として発表する。

「大日本帝国は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治したまう。これ万古不易の国体である。」と神勅主権を明言し、主権者である天皇は統治権の主体であらせられる。「これに対し、「かの統治権の主体は国家であり、天皇は機関に過ぎないといふ説の如きは、西洋国家学説の無批判的踏襲といふ以外には何等の根拠はない。天皇

は、外国の所謂元首、君主、主権者、統治権者たるに止まらせられる御方でなく、現御神として肇国の大義に随つて、この国をしろしめたまふのであつて、第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、これを昭示せられたものである。国家統治権主体説、国家機関説を排斥しながら天皇統治権主体説を表明している。

つづいて、「政体論」に入りこう述べている。

「帝國議會の他の規定は、すべてかくの如き御本質を有せられる天皇統治の準則である。就中、その政体法の根本原則は、……三権分立主義でもなくして一に天皇の親政である」。この主張は美濃部達吉はもとより穂積八東の三権分立までも否定している。

また、「道徳論」に立ち入りこうのべている。

「天皇は、皇祖皇宗と御一体であらせられ、永久に臣民・国土の生成發展の本源にまします限りなく尊く畏き御方であることを示すのである」と。天皇は臣民にとつて、対立的、超越的な存在でなく親和的存在として位置付けている。それはあくまで自然的存在なのである。その親和性存在は「忠君愛国」「家族国家観」と結びつけて展開されている。⁽¹⁹⁾

このような「国体」「政体」の内容を国体明徴の骨格としている限り、もはや、日本の憲法学者による研究の自由は否定されたといつても過言ではない。このことは同時に大学教育のありようの根本的転換であり、ファシズム下の大学研究教育政策の完成であつた。

また、一九三七（昭和一二）年には、第一次近衛内閣が発足した。近衛内閣は産業界からの高度な人材養成の高まりを受けて教育制度の拡充を目指した教育審議会（内閣の諮問機関）を設置した。教育審議会（一九三七年）は、教育刷新評議会の建議に基づいたこともあつて、その答申を忠実に継承している。この機関は、一九四二年まで存続し学制制度の改革に向けた数多くの答申が出されているが、実現を見ていない。⁽²⁰⁾

また、各大学ではこの教学刷新評議会の答申に呼応して、その評議会が作成した「国体の本義」の内容を実現すべく検討をはじめたが、あまりに批判が多く、すべてが組織化され実現されたわけではない。たとえば、明治大学では、その教学刷新評議会の動きに応じて「振興委員会」を発足させたが、実質的な検討に入ることなく立ち消えになっている。

しかし、その教学刷新評議会の方針は、政治領域に広がり、さらに文部省の指導による一九四一年以降の「国民学校」に浸透している。国民学校令第一条には、「国民学校ハ皇国の道によりて初等普通教育を施し国民の基礎的錬成を為す」と目的を定める。ここでいう皇国の道とは、敬神崇祖、国体観念、国民精神、国民道徳、教育勅語を包括した概念である。これらの道は、教育勅語の解釈で扱うことが確認され、一九四三年の国民学校の修身教科書における教育勅語を通して普及させていった。

(2) 各大学の戦時体制（国民精神総動員運動）の確立

日中戦争が勃発すると、各大学では皇軍を援助する組織が設けられ、またそれに対応する体制の確立がはじまる。一九三八年四月には、国家総動員法が公布された。この法律は、労務、物資、施設、事業、物価、出版など広範囲にわたる国家統制を定めたものである。これは、戦時における国防目的の達成の上で、「国の全力を最も有効に發揮」せしめる不可欠の施策として位置づけ、国が、「人的物的資源」を運用し、かつ統制することであった。大学の中にも、総動員体制の組織作りの空気が広がっていく。その場合、国の政策に各大学の建学精神あるいは目標が適応している場合であればよいが、自由を学風づくりの目標とし、それを伝統とし、かつ誇りにしてきた大学にとっては、建学精神を棚上げするか、あるいは「校規」「学則」改正で対処している。その局面に対処する各大学の苦慮がうかがわれる。なかには、大学によっては国策に協力しながらも、それと矛盾する建学精神をそのままにして終戦を迎えた大学もある。⁽²¹⁾

一九四〇（昭和一五）年七月に第二次近衛内閣が成立する。同年八月、新体制準備会が発足して「新体制運動」がはじまる。各大学は「学内新体制」の名のもとで諸改革作業を進めていった。明治大学では、同年一二月、「新体制二即応スベク校規改正ニ関スル件」が協議され、「校規改正要綱」を制定した。その改正の目的は、「皇道精神ヲ基調」に、知徳体の一体を根本にした「学徳兼備心身強権ニシテ実行力ニ富ム人材ヲ養成」することであった。その組織体制として、「総長総裁の下ニ学生生徒ニ対スル指導精神ヲ決定シ」（第一条）、そのための新たな教員、校友による諮問機関を設置すること（第二条）、学生生徒に関する「卒業後ノ就職助成」事務のために学生課を新設すること（第四・第五条）、そのほか、「命令系統ヲ一元化スル必要上」事務機構を六課（秘書、庶務、調査、会計、教務、学生）に改めること（六条）などとし、総長統裁の下に学生生徒の指導訓育機構の確立を目指した。

このような新体制の下に、文部省は、さらに、一九四〇（昭和一五）年に学生修練組織強化（学校報国団）を指導してきた（訓令）。各大学では報国団を発足させて対応する。この報国団の発足は、大学によっては、建学精神を喪失させ、国家体制の思想の組み込み込みであるとして慎重な対応も示した大学もあったが、結果的には、ほとんどの大学が組織化している。すなわち、一九四〇（昭和一五）年一一月には、神宮皇学館大学予科報国団、日本女子大学校報国団、四一年二月には、北海道帝国大学報国団、一橋報国団、四一年四月には、明治大学報国団、関西大学報国団、国学院修練報国団、東北帝国大学報国団などの組織化であった。

明治大学報国団規則によれば、報国団の目的は、「建学ノ精神ニ基キ臣道ヲ実践シ現下高度国防国家体制ノ建設ニツキ負荷ノ大任ニ堪フベキ人材ヲ育成スル」（第二条）ことであり、その責任者には、団長として総長があたり、総長は団務を統裁する（第三条）。本報国団は、明治大学教職員、学生生徒全体で組織し、団員は少なくとも国防訓練本部・心身鍛錬本部で「鍊成ニ勤ムル」ことが必要である。また団員の目的達成のため「自我、功利、分立、排他等ノ思想

行動ヲ相戒メ全学一致ノ体制ヲ樹立」することが求められている（第五条）。まさしく、戦時体制下の国が大学に要請する人材育成と、地域の軍事産業に、そしてまた国防に協力する全学的組織体制であった。⁽²²⁾

各大学における報国団結成はその後も進められている。一九四一年九月には、慶応義塾、中央大学が報国隊を、一〇月には、早稲田大学が報国隊を、続いて東京帝国大学が結成している。⁽²³⁾ わけても、東京帝国大学では、すでに、文部省の「報国団」の編成の指示以前に学内組織に着手し、四一年四月には全学会、六月には特設防衛団の二つの全学組織を發足させていた。ところが、この組織体では、十分な対応ができない難しさが生じ学内情勢（経済学部の内紛、左翼学生団体の学生の検挙など）が混乱していた。これをみてとった文部省は、訓令によって報国隊の編成を指示した。大学側はその強制に不満を示しながら編成を進めていた。しかしその報国団の設置は、すでに存在していた学会や特設防衛団との間で重複する部分が多く、また、勤労働員、学徒出陣によって学生数が減少していたため十分に機能せずに終戦を迎えたことが報じられている。⁽²⁴⁾

(3) 学生の時局への対応

国民精神総動員体制づくりで、大学のキャンパスは一層戦時色を強めていった。しかし、多くの学生たちは、時局に便乗し国策に積極的に協力していたわけではなかった。早稲田大学百年史（第三卷）によれば、当時一生徒であった小林孝輔（後の青山学院大学教授）は、後に回顧して、「私たち高等院生は、大学当局の集合命令を拒否して『総サボ』を敢行した。今日の言葉でいえば、全学ストライキである。私の記憶では、九〇%の学生はストに同調したと思う。このストは、戦前における早稲田学園最後の学生運動ではないであろうか」とのべている。鍊成に励む生徒の複雑な気持ちを表したものとと思う。⁽²⁵⁾

総力戦体制の下で、政府は「国体の本義」を振りかざして大学の改革を進め、学生の修練を強化していくことは、大

学の自立性を狭め、研究、教育の自由を害することに他ならないことは言うまでもない。たとえば、一九三九（昭和一四）年に、国民精神総動員中央連盟が、都下の各大学の新聞編集委員を当連盟に招き懇談会をもつた。⁽²⁶⁾その趣旨は、「大学新聞の編集方針に関して、その使命と指導精神、学生と時局認識、大学機関紙の横の連絡提携をめぐる資料の配布と交換、さらに、国民精神総動員運動への積極的な協力および学生の目に映った「精勤」を話題にし」ている。このような政府の支援団体が、主催した懇談会であつたにも関わらず、席上で、①国民精神総動員運動は、現代の学生の心理を全く理解していない、②その運動の配慮が十分なされていない、といった批判がだされたほどである。しかし、時局批判を行えば、特高の目は厳しく教授であろうと学生であろうと、「国体明徴」違反として、治安維持法違反として容赦なく検挙されているのが当時の現実であつた。後述の各種事件の中で検討したい。

4、文・理科系学部に対する統制、拡充政策と学徒出陣

(1) 文科系学部の在学期間の短縮

一九四一（昭和一六）年二月、日米開戦がはじまつた。その影響は、当然大学教育に及んだ。すでに、同年九月六日には、文部省は、専門学務局長名で、「現下ノ緊迫セル時局ニ対処スル最高度活用ノ要望ニ応ズル為学生生徒ノ在学、作業期間ヲ出来ル限り短縮」し、昭和一六年度卒業生は、三か月短縮して昭和一六年一二月に卒業させることに「内定致したるを以て実施方内々ニ準備相成」るように、といった内牒を出してきた。これを受けて、各大学は、一二月繰り上げ卒業をめざした。同年一〇月一六日には、学生の在学を六か月短縮して、繰り上げ卒業させるよう勅令が発せられた。これに従つて、各大学はその準備を始めた。たとえば、明治大学では、昭和一六年度卒業生は一二月に、

昭和一七年度以降は九月に卒業式が行われている。さらに、一九四二（昭和一七年）五月には高等学校、大学予科は修業年限を三カ年から二カ年に短縮することを閣議決定した。また四三（昭和一八）年四月から中等学校生も四年制に短縮された。「戦争遂行のための労働力や戦闘員を早期に確保するためであった」⁽²⁷⁾

(2) 勤労働員と学徒出陣

日米開戦後六か月で、戦局が日本にとって不利になり、その後の戦場での軍の撤退、玉砕が続くと、政府は一九四三（昭和一八）年六月二五日「学徒戦時動員体制確立要綱」を制定した。この「要綱」には、学徒に対し日本の国土防衛をするため学業を休止して軍事訓練と勤労働員を徹底することを定める。勤労働員については、明治大学の場合、一九四一年八月八日文部・厚生大臣が発令する学校報国隊出動命令書によって学生が動員され、学生動員計画は、文部省体育局、厚生省職業局が立案している。学生の勤労が、「心身の鍛練」にあると見做していたことである。明大報国隊は、結成以来、四四年三月七日に通年動員が発令されるまでの間に、二八回にわたり延べ六九四二人が農村、工場で勤労働任に従事している。勤労働員の対象は、学部・専門部・女子部の三年生を除外し、一、二年生が全員対象であり、予科生も全員対象となっている。

また、さきの「要綱」に基づいて一九四三年一〇月二日には、理工系及び教員養成諸学校学生のほかは徴集延期を停止するための措置がとられた。これに対し、法文経の学部在籍する学生で徴兵年齢に達したものはすべて徴兵検査をうけ、一二月一日までに入営することになった。当時の全国の学生総数が約五万一千人であり、内文科系学生は約三万五千人であった。各大学では、入営までの間に、繰り上げ卒業式、歓迎壮行会が行われている。東京帝国大学では、同年九月二五日に繰り上げ卒業式が行われた。内田祥三総長は、一九八〇名の卒業生を前にして、「実に皇国の安危興亡……この一戦にあり」「何事をなすにも滅私奉公の至誠を以て邁進せよ、卒業生の多くは遠からず戒衣を纏い

皇室の一員となるの光栄を約束されている。」「諸君は必ずや勇躍剣をとり奮戦敢闘せられることを信じ、衷心より諸君の健闘と武運長久を祈つて已まない」とのべている。⁽²⁸⁾

同年一〇月二一日にいたり、文部省と学校報国団本部は、神宮外苑競技場で徴集延期停止による学徒七万人を集め壮行会を行った。戦時下における学生の戦争への強制参加である。これが第一回の学徒兵の入隊である。いわゆる「学徒出陣」である。⁽²⁹⁾これは大学としての機能の喪失であった。

(3) 理科系学部の拡充政策

一九三一（昭和六）年の満州事変、それに続く満州国の建国が進むにつれて、政府は、重化学工業化の推進と技術者養成が急務の課題であるとしてその対策を進めていた。その一つが理系学部の拡充政策であった。その対応として、政府は、まず、工業系を中心とした既設工学部の学生定員の増員を行った。一九三一年には大阪帝国大学に、一九三九年には名古屋帝国大学及び九州帝国大学にそれぞれ理学部を設置し、一九四二年には、東京帝国大学に第二工学部を設置した。そしてさらに、大学と比べて設置しやすい専門学校を技術者養成のためとして官立の高等工業学校を一気に、室蘭、盛岡、多賀、大阪、宇部、新居浜、久留米に増設した。

一方、私立大学も、国の技術者養成の方針を受けて、一九三九年には藤原工業大学（のちに慶応義塾大学）、一九四二年には、興和工業大学（のちの千葉工大）、一九四三年には大阪理工科大学（のちの近畿大学）が、その後も私立工業専門学校（工学院、芝浦工業、摂南など）が設置された。

また、戦争状態に陥った場合の軍医と医師不足の対処が検討される。七帝大医学部及び官立医科大の定数増がはかられた。さらに、農学部門では、官立の帯広高等獣医学学校、私立の大阪高等獣医学学校、長野高等獣医学学校、明治農業専門学校（のちに明治大学農学部）などが開設された。⁽³⁰⁾

(4) 文科系大学の規模縮小と統合

一九四三(昭和一八)年に、政府は、「教育に関する戦時非常措置方策」(閣議決定)を発表した。これを受けて、文部省は、公・私立大学に対して、文科系大学の規模縮小、理科系の整理統合権を有する「国民学校令等戦時特例勅令案」を作成し閣議決定をした。この案が、枢密院審査委員会で討議されるや、委員の中から私立学校の整理統合に反対する意見や慎重意見が出された。とりわけ、統廃合に関する規定について、「監督官庁ノ独裁ニヨリ学校ノ生殺与奪ノ権ヲ揮ハシメントスルモノニシテ、教育機関ニ対スル機能トシテ甚ダシク当ヲ失スルノミナラズ、規定ノ意義範圍ノ明確ヲ欠キ、特ニ大学廃止ノ命令ト勅裁トノ關係、及び法人ニ対スル民法規定トノ關係、並ビニ学校移転ノ命令ト所有權ニ関スル憲法規定トノ關係ニ於イテ疑問ノ余地少ナカラズ」と⁽³¹⁾この反対意見を受けて、勅令のなかに公立、私立の大学又は其の学部を設置または廃止をなさんとするときは、公・私立大学戦時措置委員会の諮問を経なければならぬといった規定が追加されている。これにより一定の条件が付されたとはいえ公立は言うまでもなく、私立大学の生殺与奪の権利までも持ち出し、監督官庁(文部省)が、大学を積極的に管理しようとしていたことがわかる。

文部省は、先の「教育に関する戦時非常措置方策」を受けて、一九四三(昭和一八)年二月に「教育に関する戦時非常措置方策整備要綱」を閣議決定した。主な内容は、①文科系大学の工業系学部、工業専門学校の設置、②に、文科系学部の教育内容の刷新整備、③に、文科系学部の統合、同学部予科の入学定員の三分の一削減、専門部の二分の一削減などである。文科系総合大学は、①に⁽³²⁾応えて、工業専門学校を設置する。明治大、法政大、中央大、立教大、青山学院大、関東学院大、同志社大、関西大などである。②の文科系の教育内容の刷新整備については、各科目に「国際」の冠が付せられ国際経済学、国際財政学、国家総動員法、軍事援助法などのカリキュラムが組まれることを要請している。③は、私立総合大学を対象とした学部の統合が、文部省専門教育局長の下ですすめられ、各大学はその対応と

して、②の教育内容の刷新整備が進められた。明治大学のケースについてみておこう。明治大学では、具体案として、法、商、政経学部を統合して法経学部とし、入学定員を予科で二四〇人、学部でも同じ二四〇人としていた。⁽³³⁾しかし、大学側は、この案を文部省に提出することなく終戦を迎えている。

(5) 女子専門学校の拡充

政府は、一九四四（昭和一九）年一月に「女子専門学校教育刷新要綱」を発表した。女子教育について、家政科、文科、理科、医学科、薬学科、厚生科、工業科、農業科、経済科、法律科、体育科、音楽科、美術科の二三学科の充実に指示した。このような学科制をとらない専門学校としての大学に対して、政府（文部省）は、学科の再編成を「認可」取り消しを理由に圧力を加えている。東京女子大では、従来の「大学部」「高等学部」体制の廃止をせまわれ、文科・理科と新設の経済科に、文科には、国語科・外国語科・歴史科に編成を余儀なくされている。⁽³⁴⁾四四年の三月には、「学徒動員実施要綱」が閣議決定され、学生は勤労働員態勢に組み込まれた。近隣工場への勤労働員が始まる。学内のグラウンドは農園に代わり、教室は軍用衣類修理等の作業所と化した。

このような女子高等教育の状況にもかかわらず、女子高等女学校卒業生の未婚女性が、女子挺身隊員として労働に従事することが義務付けられたこともあって、この女子挺身隊員の道をさけるために多くの女性が、女子専門学校に入学する道を選択してきた。一九四四（昭和一九）年、四五（昭和二〇）年だけでも公立五校、私立七校の女子専門学校が設置されている。この女子専門学校も多くは戦後に大学化され、さらに増設、新設されている。一九四六（昭和二一）年、四七（昭和二二）年の二年間でも公立一三校、私立で三三校の開設をみている。

5 大学と留学生問題

(1) 朝鮮留学生の場合

明治大学百年史（通史第四卷、二二〇頁）によれば、一九四一（昭和一六）年にみられる大学別留学生では、日本大学が一五五四人、明治大学が一二五八人、中央大学が一一二五人、法政大学が六一八人、早稲田大学が五三三人であり、日大、明大、中大は、朝鮮人留学生の御三家と呼ばれた。三校合わせて三九三七人で全体の約六一％に達したといわれている。当時受け入れた留学生の大学の評価について、一・二同志会の安東瀧が、当時を回顧した一文を「明治大学百年史」に寄せている。「中央、日本、明治の三大学は、われわれの私学の普成専門や延喜専門より多くの入学を許可していた。ある面では、ソールより東京の方がはるかに学問の自由が保証されていた。朝鮮人学生も思想関係以外は、監視、取り締まりは、比較的すくなかった。」⁽³⁵⁾しかし、これは日本統治下の許されてはならない教育同化政策のなかでの韓国留学生の主張であり、その点を配慮して考えなければならぬが、国の大学政策に翻弄された留学生の現実の姿である。

一九四二（昭和一七）年五月八日に、日本政府は、朝鮮人に徴兵制の適用を閣議決定する（四四年四月施行）。四三年一〇月には「志願による徴兵令」が公布され、その任を委ねられたのが朝鮮総督府（奨学会）と大学である。「奨学会」とは、朝鮮総督府督学部の後身で留学生の「思想善導」を目的する監督機関である。当初、この奨学会は、朝鮮人学徒の徴集は容易であると考えていた。しかし、学生の志願、勧誘、説明などに各大学の配属将校があたるが、学生は応募してこない。このために、留学生に「幹部将校の採用であることを呼びかけ、学生の心を揺さぶるが、応募

してくるものは少ない。明治大学では、配属将校が留学生個々人に対し自発的志願の「通達」を出すなどと呼びかけている。「此度内地学徒の出陣に呼応して更に朝鮮、台湾出身学徒の止むに止まれぬ熱意に応へ特別志願の途を拓かれたのは正にその(マヤ)を得たものにして、我明大学徒に多大の感激を与へるものと確信する。就いては、是等熱血優秀なる多数の朝鮮学徒を有する我が明大は率先国家の要請に応へ皇軍幹部としてのご奉公の誠を發揮して以て皇恩に酬ひ奉らんことを期待し特に貴殿を選定の上ご相談申上度」。

この通達を受けた学生は、学校当局、配属将校との面談が個別に義務付けられた。この面談を通して、細かい説得が各個人ごとに始められたが、学生の参加は冷ややかであった。中には、この通達を「この上ない光栄である」とし、たうえで、「これこそ千載一遇の好機である。いままで机を並べて親しんでゐた内地同胞学徒は、今度の徴兵猶予措置によつて勇躍出征し我々は□□にこれを送つたのである。今度こそ我々が国家の要請に応へて進展することができ、(36)は無上の光栄である。(略)大元帥陛下の股肱として国家の防衛に任ずる重大責務をつくづく痛感してゐる」と主張する者もいたようである。

しかし、それでも「志願という徴兵」には成功しなかつた。「明治大学百年史第四卷Ⅱ」に留学生柳在榮の一文を掲載している。「この五年間、明治大学予科を終り、いま最高学府の卒業を目前にして、その間研鑽した螢雪の跡も空しく一時に崩れるやうであつた。そればかりか所謂日帝のいふ大東亜戦争のいけにえに引きずりだされるあわれな運命が刻一刻厳然たる現実としてくるではないか、どの道を選べよいか、父母にあつて相談もできず、かといつて独自に自分の道を決定するには余りに重大、つらい問題であつた。(略)どんなに冷静に考えてみても心身がこおりつき絶望と孤独を感じずにはいられなかつた(略)国のない民族として一人の人間のいきざまに対し民族的悲哀を痛感し、その反面日帝に対し敵愾心が胸中に深くたぎってくるのを覚えた」(「学兵史記」第三卷)と。(37)この一文は、当時の韓国

人留学生の「志願という徴兵」の呼びかけに対する率直な気持ちでなかったと思われる。

総督府（奨学会）は、さらに親日派学生を動員するなどして強い呼びかけをつづけている。それでも志願者は、所在をくらすなどしてなかなか増えていない。日本在留者で所在をくらしましたものは、発見検査され、警察や大学では、意見聴取などを行い、悪質なものは、「帰鮮勧奨」をさせられている。

(2) 満州国留學生の場合

満州事変を契機として、中国東北部（戦前名、奉天、吉林、黒竜、関東、熱河）満蒙は、日本の支配下で治められ、一九三二（昭和七）年傀儡国家満州国の独立が宣言された。満州国の建国によって満州国の留學生が多数来日する。満州国政府は、このため、一九三六（昭和一一）年九月一七日「留學生ニ関スル件」（勅令）を、九月二一日「留學生規定」（文部省令）を公布した。「留學生規定」によれば、日本への留学を望むものは、三か月以内に民生部大臣、又は蒙政大臣の認可が必要であった。この「留學生規定」によれば、まず満州国留學生の条件として、①学歴については、国民高等学校または、女子国民高等学校の卒業者もしくは卒業見込の者であること、②日本在住の家族がいる場合の留学を可能とし、この場合には、留學生試験免除の特典を付与すること。③留學生試験は、筆記試験、口頭試験、身体検査の三種である。筆記試験は、国民道徳、国語（日本語、満州語、または、日本語・蒙古語）、数学の三教科であった。満州国立留學生予備校、満州国立新京留學生予備校の卒業生は、無試験で留学資格が認められた。⁽³⁸⁾

留學生試験並びに留學中の成績優秀者で財政困窮者に対しては、奨学金制度が設けられていた。とくに、満州国留學生の奨学金については、一九三八（昭和一三）年五月に文部省の主導から外務省主導に変更されている。このころから中華民國並びに満州国留學生に対する文部省の目は厳しくなり、大学側に留學生の在學状況、卒業後の状況について報告を求めている。文部省の厳しい監督下での留學生の実態である。

「大学別満州国留学生の入学年度一覧（昭和十一年—十五年の総計）」によると、満州国留学生の主要大学の留学生数は、五年間で四二九名であった。国立では、京都帝国大学が七〇人、東京工業大学が三五人、東京帝国大学が二〇人であり、私立では、明治大学が九四人、法政大学が四二人、早稲田大学が三一人、日本大学が二二人であった。私学の場合は、本科の数であるが、専門部、予科の留学生の数は含まれていない。ちなみに、明治大学では専門部を含めた数をみると、二〇九人留学生が在籍している。しかし、その留学生数も、一九三七（昭和一二）年をピークに減少し一九四〇（昭和一五）年にはわずか五九人である。また当時は、国立大学は留学生日の受け入れに消極的であった。⁽³⁹⁾

東京帝国大学は、大学留学生の受け入れにあまり関心を示さなかったが、その中であって、学部留学生よりも外国籍の大学院生の受け入れをはじめている。一九三六年、一九三七年の中国留学生は大学院生の二〇%を占めていた。その背景には、いわゆる「対支文化事業」の一環として、中国のエリート候補を養成しようとした国（外務省等）の意向であった。このような受け入れに対し、なかには、帝国大学内では、「単科大学や私立大学ノ卒業生ヲ入レスシテ中華民国其ノ他ノ大学の卒業生ヲ入レルコトガ如キ、国際親善ヲ織リ込ム如キ方策ハ大学院ノ目的ニ副ザルガ故ニ之ヲ取り止メルコト」などといった批判的意見があった。⁽⁴⁰⁾日中戦争が拡大（盧溝橋事件）すると、学生数が減少する。

満州国留学生のうち男子が九割を占め、専攻別でみると、大学本科、予科、各種学校で理工学部にも所属するものが多い。文科系では、商学部にも集中している。その理由は、満州国の産業政策の重点が、対ソ戦に備えるための軍需産業の興隆にあったこと、鉱山資源の開発や農業問題の開発を担う留学生の養成のためであった、といわれている。⁽⁴¹⁾

6、大学の自治をめぐる諸事件

日本は、一九三六（昭和一一）年に二・二六事件、日中戦争、そして太平洋戦争に突入し、それに伴って立憲主義が崩壊し、事態はファシズムへと展開していった。これに呼応して大学における学問の自由、大学の自治は、一層形骸化し多くの事件を生んでいる。

(i) 人民戦線（いわゆる教授グループ）事件

この事件は、日本無産党、旧労農派の流れをくむ社会大衆党の要人、東京帝国大学教授大内兵衛、有沢広巳等が学園の右派勢力と激しく対立していた。政府（近衛内閣）は、一九三七（昭和一二）年二月一日、三八（昭和一二）年二月一日の二次にわたって、これらの勢力の四八四人を治安維持法違反の容疑で検挙した。合せて、第一次では、日本無産党、日本労働組合全国評議会（全評）が結社禁止の処分を受けた。第二次では、いわゆる「教授グループ」も含まれていた。その理由は、実践活動をしていないが、労農派と親しくし、友人関係にあったことが要因になっていた。⁽⁴²⁾

「教授グループ」とは、大内兵衛、有沢広巳、脇村義太郎（以上、東京帝国大学）、美濃部亮吉、南謹二、安部勇（東京教育大学）、芹沢豹衛（巢鴨高等商業学校）、宇野弘藏（東北帝国大学）ほか助手を含めた三〇数名のメンバーである。東京帝国大学経済学部では、学部内の保守派が、この事件で大内教授らをただちに処分すべしと主張したが、教授会、評議会では、これを否決している。この教授グループは、一九四四（昭和一九）年一月に第二審で無罪となった。そこで裁判係争中休職となっていた大内兵衛等の復職が取り上げ、経済学部教授会は、復職を認めないとの決議をした。これを受けて、内田祥三総長は、「東大は、君たちを必要としないから辞表の提出をしてほしい」「これは、内田

の意思だけでなく経済学部および文部省の意見でもある。⁽⁴³⁾といわれ、大内兵衛等は、その辞任勧告を拒否したにもかかわらず、大内等の休職を強行した(文官分限令第一一条第一項第四号)。同じことが宇野弘蔵助教授をかかえる東北大学でも起こっている。『東北大学五〇年史』によれば、宇野弘蔵は、大内兵衛とともに治安維持法で検挙されたが、第一審、第二審でも、「犯罪の証明不十分」として無罪となった(第二審判決昭和一五・一二・二五)。法文学部教授会は一九四一(昭和一六)年一月一六日、宇野弘蔵の復職を決議し、文部省は復職の辞令を出した(一月一八日)。ところが、五日後、本人から依頼免官が出され受理された(一月二三日)。「法では、無罪となっても大学は追われる。警察・検事の主観的な認定で、大学の教授は自由に追放することができたのである。総長もそれを守らず、学部教授会も自らの決議の踏みにじられるに抗する意力を失っていた」⁽⁴⁴⁾と当時の状況を赤裸々にのべていたが、『東北大学百年史』では、当時の熊谷総長は「学校としてはできるだけだけの事をしたが本人は頑として辞表を提出した。」とのべ、総長の見解を異にした見解が掲載されている。⁽⁴⁵⁾いずれにしても検挙された教授グループが無罪の判決を得たならば、無条件復職は当然の処遇であり、むしろ喜んで迎え入れるべきもので、それが研究の自由を保障し大学の使命と責任ではないのか。これでは大学の自治の放棄に他ならない。

(ii) 矢内原忠雄事件、河合栄次郎事件、津田左右吉事件

これらの三事件は、帝国大学大学関係者の学説が「国体明徴」に反するとし、貴族院で取り上げ糾弾され、内務省は三教授の書物を発禁処分とし、文部省が休職処分に、三教授は自発的に辞任している。以下その事件の内容を紹介しておこう。

① 矢内原忠雄事件 東京帝国大学教授矢内原忠雄が執筆した「国家の理想」にかんする論文(「中央公論」昭和二年九月号)が、軍部、軍国主義者から反戦的内容のものであるとして攻撃された。矢内原忠雄の属する経済学部教

授会では、矢内原忠雄の大学からの追放提案をうけ入れ審議したが、大内兵衛らの反対で決定できずに、長与総長預かりとなった。総長は、矢内原忠雄を招き、その身分を守る決意を語った。しかし、その翌日事態は急変したとし、問題となった論文より以前の演説原稿に問題がある。それが議会で取り上げられても弁護できない内容のものになっている。私は矢内原のために政府を窮地に陥れることができない、と述べている。その内容とは、「日本はもう理想を失った。正義と平和の理想を失ったから、こういう日本は葬って下さい、再び新しい国として生まれ変わってくるために」(『私の歩んできた道』二四五頁)といった言動が問題にされた。矢内原忠雄は、自ら辞表を提出した。⁽⁴⁶⁾ 言論、研究の自由の視点から見て矢内原の発言内容に問題はないと思うのだが、総長が文部省との間で右往左往し、管理責任者としての毅然とした態度がみられないことに問題がある。

② 河合榮次郎事件 東京帝国大学教授河合榮次郎の二・二六事件と軍部に対する批判が問題にされ自ら職を辞している。一九三八(昭和一三)年一〇月に内務省は、著書『時局と自由主義』ほか三著を発禁処分にした。その理由は「①、河合教授の思想が理想主義的自由主義を基底とする社会主義を以て一貫されて居り、社会制度の改革を論じてゐるがその社会改革の内容が共産主義と何等異ならず、ただ実現の手段の方法に於いて共産主義と区別されるだけである。②ファシズム批判に於いて軍部を歪曲し反軍的思想を宣伝してゐる。」といった「社会主義及び反軍的思想の宣伝」の書であるとしている。河合は、長与総長に上申書を提出し、さらに、世間の誤解を解くために一文を「中央公論」に掲載しようとしたが、掲載が拒否された。このような状況を見て、文部省は、大学当局に河合の退職処分をせまってきた。その過程で総長は、平賀譲に代わるが、平賀総長は、法、経の学部長、評議員六名の審査委員会の判断などを経て、休職を求める具状を行っている。文部省は河合を休職処分とした。この河合と抗争していた土方寧(教授)に対しても内紛の責任が問われ、学生の訓育上に著しく悪影響を及ぼすとして休職処分にした。なお、河合は、出版

法違反で起訴され、一審では無罪とされたが、大審院では有罪となり罰金刑が確定している。⁽⁴⁷⁾河合栄次郎は、イギリスの社会政策学者トーマス・ヒル・グリーンの研究家として知られ、戦前の自由主義者の典型と言われていただけに、政府による思想弾圧の広がりとして受け止められた。

③ 津田左右吉事件 早稲田大学教授であつた津田左右吉は、一九三九（昭和一四）年一〇月に東京帝国大学法学部の政治学・政治史講座の講師に招かれ、一〇回にわたる「東洋政治思想史」の講義を行った。事件はこの講座の内容ではなく、津田学説そのものの批判であり右翼がそれを取り上げ批判を開始した。津田左右吉が主張する神代、上代抹殺論は、我が国の国体観念を破壊するものであると攻撃している。内務省は、津田の著書『神代史の研究』『古事記、日本書記の研究』などを発禁にした。この処分を受けて、津田は早稲田大学を辞任した（一九四〇年）。その理由について、私は、この件で責任を負つて辞任するわけではない。「学校が非常ニ窮地ニ陥ルト云ウコトに氣付キマシタモノデスカラ、ソレハ私トシテ忍ビナイコトデアリマスカラ、私自身ガ身を引イタ方ガヨカロウ、斯ウ言フノデ学校ヲ辞任シタ」とのべている。津田は、出版法二六条（皇室冒瀆）違反の罪に問われ、第一審では禁固三か月、出版社の岩波書店社長岩波茂雄は禁固二か月、両者に執行猶予二年の判決を、控訴審では時効完成による免訴の判決を受けている。この書の発売禁止措置は、我が国の古代史をはじめとする歴史の科学的研究の終焉を意味するものであつた。⁽⁴⁸⁾

こうして見てくると。天皇機関説事件は、政府による美濃部達吉個人の憲法学説及びその立場に立つ学説支持者を排除することだけではなく、政府は権力を利用して公認の国家イデオロギーを明確にすることであつた。本文で述べたように、それは、「国体明徴」の思想善導であり日本型ファシズム体制を構築することにあつた。したがって、大学における研究の発表は、日中戦争、太平洋戦争が展開するなかで国益に反する行為であると判断すれば、政府（内務省）は「国体明徴」あるいは治安維持法違反として厳しく制限し、すでに発表されていた著作、論文集の発行停止、さ

らには、研究者の身分の剥奪を行った。これらのことをやや敷衍して整理しておこう。

第一に、大学は、外部にあつては、右翼ファシズムの攻撃が、内部にあつては、教授会における研究者の思想の葛藤である。「人民戦線事件」「河合事件」「矢内原事件」などいづれの事件についてもいえる。

第二に、大学を管理する文部省は、研究教育の内容が国益に反すると思えば、直接大学を管理している総長を通して研究の抑制を図る。教授会の議決でそれをチェックすることが「慣行」として認められていても、管理者（文部省）の前では大学（責任者）は無力であつた。したがつて、事件のかかわりをもつた関係教授は、総長、教授会の判断にも期待できず、自発的に辞表を提出する方法で解決されている。大学自治の形骸化であり崩壊である。「矢内原事件」「河合事件」「津田左右吉」はその例である。そればかりか、人民戦線事件でみられたように、裁判で無罪判決がだされても、職場の同僚は大学への復職に反対している。大学の自治を盾にした悪用である。これが戦前における国家に管理された大学自治のもろさと解せざるを得ない。

7、一応のまとめ

「戦争は、大学を死滅する」。戦争という事態になれば、大学の使命である研究の自由、教育の自由は、政治権力によって制御され失われる。とりわけ、本章の課題として取り組まれた昭和期の、とりわけ、天皇機関説事件以降の戦争準備期、戦争期は、大学が政治によって翻弄された一〇年であつたといえよう。この一〇年は、国（官）立、公立、私立の各大学など峻別なく政府の統制下に置かれていた。まとめにあつて、やや繰り返しになるが、政府の大学政策の下でどのような事件、問題が起こり、大学はどのような状況におかれていったかについて整理しておきたい。

第一に、戦争準備期、戦争期に入り、政府は、国益、国体明徴を理由に大学に対して法的な、あるいは強制的なイデオロギー統制を行っていた。したがって、それに反する思想の統制が権力によって進められ、学問の自由は否定された。その際に排除しなければならなかった思想が美濃部達吉の憲法思想であった。憲法の視点からみれば、美濃部の主張する立憲主義体制（天皇機関説）の排除であり、「国体明徴」を基盤に据えた軍隊、政府の指導体制の確立であった。この体制の確立に対する批判は大学人であっても容赦しなかつた。政府（文部省）は、諸事件でみられたように、人事、予算を通して大学をコントロールした。それは、私立大学においても同じであった。とくに、私立大学の場合は、文部省のもつ認可の剥奪を盾にしてのコントロールであったといえる。教授会自治は、大学において「慣行」として確立していたとはいえ、国の大学の研究教育に対する介入に全く無防備な状態にであったといえる。

第二に、戦時期に入ると、国立、私立を問わず、配属将校による「教練」の比重が高められた。すでに官立専門学校以下の教育機関では、「軍事教練」の必修化がはかられていたが（一九二五年）、一九三九年には、大学学部のカリキュラムに「教練」が必修科目として組み込まれた。そればかりではない。各大学は、戦時体制に向けた準備としての教育事務機構の改革、さらには、学生修練組織に向けた改革、各大学における報国団の組織化が進められた。まさしく、これは大学の軍隊化であった。

第三に、日米開戦がはじまると、前述したように学生の繰り上げ卒業が行われ、また、一九四三年には、教育に関する非常措置として、理工系及び教員養成諸学校の学生のほかは、徴集延期が停止され、学徒兵としての入隊が行われた。大学としての機能の喪失であった。

第四に、理工系学部政策の拡大とともに官公立および私立専門学校の設置拡大がはかられた。軍事産業の技術者養成に向けられた理工系の拡大である。また、政府は学生の戦意高揚をかねた有数の軍事工場との連携を図り生産現場

の実習を重視する施策がとられたが、それが勤労学徒動員の名で進められた。この施策の展開は、文科系学部の規模縮小政策に連なるものでもあった。政府は文科系学部を多数かかえる大学の学部の統合を閣議決定し、とくにそれを私立大学に求めてきた。また、終戦末期（一九四四年）に、政府は「女子専門学校教育刷新」を発表し、女子専門学校の規模の拡大を図っている。その意図は、男子学生が払底し、出征した男子学生の代替人材の確保にあったといわれている。

第五に、留学生に対する大学の対応である。日本のアジア進出の拠点として植民地化された朝鮮、傀儡国家と言われた満州国からの留学生の受け入れに対し、多くの大学は、国の政策に翻弄されながら協力、対応している。わけでも、日本政府は、朝鮮人にたいし同一化教育政策、創氏改名政策をとり、さらに朝鮮人徴兵令を出して朝鮮人留学生に対し、朝鮮総督府のもとで厳しい「思想善導」を行い、各大学はその留学生政策に積極的な協力を要請されている。また、満州国からの留学生については、成績優秀者、生活困窮者に対し奨学金を提供するなどして満州国の建設、産業の育成に向けた積極的な施策を展開した。留学生も、建国以来増え続け、一九三七（昭和一二）年にはピークに達したが、日中戦争が拡大するにつれて減少した。留学生の採用が文部省所管から外務省所管の下で行われたことから明らかのように、満州国建国を担う人材を意図した奨学金留学生の採用であった。

第六に、大学で生じた学問の自由を巡る事件について考察してきたように、戦争期の政治状況を十分配慮して研究教育を考えなければならぬことも事実である。しかし、そうであっても、「治安維持法」「国体明徴」を、そしてまた天皇親政をたてに、学問研究を全面的に否定し、思想統制の徹底化をはかることは異常としか思えない。「戦争は、大学を死滅する」といった感を深くするということを、ここに改めて強調せざるをえない。

注

- (1) 宮沢俊義『天皇機関説事件』(下)(有斐閣、一九七〇年)五六五頁。
- (2) 天皇機関説事件については、多くの資料がでてゐるが、さしあたり、宮沢俊義・前掲書(上)(下)、宮本盛太郎『天皇機関説の周辺』(有斐閣、一九八〇年)などを参照。
- (3) 宮沢俊義・前掲書(上) 八八一—一〇〇頁ほかに同「美濃部事件」『日本憲政史の研究』(岩波書店、一九七八年)所収二九五頁以下。
- (4) 中央大学百年史編集委員会『中央大学百年史 通史編下巻』七一頁及び九五頁。
- (5) 明治大学百年史編集委員会『明治大学百年史』第四卷通史編Ⅱ 二七三頁。
- (6) 中央大学百年史編集委員会・前掲書 通史下巻、七二頁。
- (7) 宮沢俊義・前掲書(下)五六三頁。
- (8) 中央大学百年史編集委員会・前掲書 通史編下巻七〇頁。
- (9) 東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史』通史Ⅱ 八六一頁。
- (10) 南原繁発言、立花隆・前掲書所収 三四四頁。
- (11) 宮沢俊義発言、立花隆・前掲書(下)所収 三四四頁。
- (12) 早稲田大学大学史編集所『早稲田大学百年史』第三卷八五八頁、明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷通史編Ⅱ 二七三頁、中央大学百年史編集委員会・前掲書通史下巻 四〇頁。
- (13) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史Ⅱ 七八五頁。
- (14) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、二七三頁。
- (15) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、二七五頁以下。
- (16) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、二七六一—二七七頁。
- (17) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史Ⅱ 八七七頁。
- (18) 詳しくは、東京大学百年史編集委員会・前掲書通史Ⅱ 八八六頁。
- (19) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、二五七頁以下、小山常実『天皇機関説と国民教育』三八二頁。
- (20) 主な内容は、①義務教育を八年間に延長すること、②中学校・高等女学校・実業学校と分化している多様な中学校制度を統合すること、③中学教育機関である師範学校に中学卒業者を入学させる高等教育機関にすること、などであった。これらの内

容は、戦時体制の下では実現することが不可能であった(草原克豪・前掲書、六七頁)。

- (21) 東京女子大学90周年誌委員会『東京女子大学の90年』(二〇〇八年)四五頁。
- (22) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ 二六八頁。
- (23) 慶応義塾『慶応義塾百年史中巻(続)』九七四頁、中央大学百年史編集委員会・前掲書通史下巻 一一八頁 早稲田大学史編集所・前掲書第三巻 一〇四八頁以下。
- (24) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史Ⅱ、八〇六頁以下。
- (25) 早稲田大学大学史編集所・前掲書第三巻八三四頁。
- (26) 参加した大学は、東京帝大、東京商大、東京工大、東京文理大、慶応大、早大、明大、法大、中大、日大、国学院大、慈恵大、専修大、立大、拓大、駒大、農大、日本医大、大正大、東洋大、立正大の二校である(中央大学百年史編集委員会・前掲書通史下巻二〇頁)。
- (27) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、三二〇頁。
- (28) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史Ⅱ、八三六頁、明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、三〇四頁。
- (29) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、三二一頁。
- (30) 草野克豪・前掲書六九―七〇頁。
- (31) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、二八七頁。
- (32) 明治大学工業専門学校で、総長鶴沢総明は創立にあたり、その抱負についてこう述べる。「現在、大東亜戦争の殆んど最高潮に達したと思われる時にあたり、大学が教育上新たな任務を負担し従来法文経の実力を益々發揮すると共に新たに自然科学の方面からも尽力し得る道を開いたことは決して偶然でなく、また一時の便宜主義から起こったものではない。将来の大東亜圏に於いて、諸民族共栄の実を挙げ、我々が愈々学問的に蓄積した実力を以て、大東亜新秩序の各方面に互り先駆者先覚者となり、新生面を開き、米英の敵国が亜細亜を植民地化せむとする非望を撃砕し、亜細亜の本来の眞文化を興起せしむることは、甚大であり、而も明治大学が学問的にその事実の幾分を荷ふことのできるは、大学として更に楽しい事業である」と(明治大学百年史編纂委員会『明治大学百年史』第二卷資料編Ⅱ 七二六頁)。
- (33) 明治大学百年史編集委員会・前掲書第四卷、二八九頁。
- (34) 東京女子大学90周年誌編纂委員会・前掲書四五頁。
- (35) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、二二〇頁。

- (36) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、三三〇—三三二頁。
- (37) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、三三二頁。
- (38) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、三四三頁。
- (39) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第四卷通史Ⅱ、及び前掲書第二卷(資料編)Ⅱ、七〇三—七〇六頁、中央大学百年史編集委員会・前掲書通史下巻、一二七頁。
- (40) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二、三六二—三六三頁。
- (41) 明治大学百年史編纂委員会・前掲書第三卷通史Ⅲ、七〇三—七〇四頁。
- (42) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二、八六八頁以下、伊ヶ崎曉生『学問の自由と大学の自治』八二—八五頁、なお、治安維持については、奥平康弘『治安維持法史』(筑摩書房、一九七七年)。
- (43) 家永三郎『大学の自由』(塙書房、一九六二年)六五頁。
- (44) 東北大学50年史編集委員会『東北大学五〇年史』三七〇頁。
- (45) 東北大学100年史編集委員会『東北大学百年史』通史一、四一八頁。
- (46) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二、八六一頁以下、日本図書センター『矢内原忠雄』一〇五頁、家永三郎・前掲書六四頁。
- (47) 東京大学百年史編集委員会・前掲書通史二、八九二頁以下、伊ヶ崎曉生・前掲書九二頁、家永三郎・前掲書七三頁。
- (48) 早稲田大学大学史編集所・前掲書第三卷一〇六五頁、伊ヶ崎曉生・前掲書九三—九五頁。